

施策7 高齢者総合相談センターの機能の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。

(1) 現状とこれまでの取組……………

【高齢者総合相談センターの概要】

- 高齢者への総合的な相談支援の窓口として介護保険法に位置付けられている「地域包括支援センター」について、新宿区では区民にわかりやすく「高齢者総合相談センター」と名付け、共通のロゴマーク（サイの絵）を用いています。
- 新宿区内には、10所の地域型高齢者総合相談センターと、それらを業務統括・調整・支援する新宿区役所の基幹型高齢者総合相談センターがあります。
- 高齢者総合相談センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの資格を持った職員が、それぞれの専門性を生かして相談支援にあたっています。



【相談体制の充実】

<運営体制>

- 地域型高齢者総合相談センターは、担当地域の高齢者人口に応じた人員を配置し、地域の中的な相談機関として機能強化・体制整備を図っています。地域型高齢者総合相談センターにおける相談件数は、令和4年度64,768件と、年々増加傾向にあります。
- 区の地域包括ケアシステムをさらに推進するため、令和3年1月に柏木地域に「柏木高齢者総合相談センター」を設置しました。特別出張所所管10区域全ての「日常生活圏域」に高齢者総合相談センターを備え、相談体制の一層の充実を図っています。
- 令和3年3月に、落合第二高齢者総合相談センターは落合第六小学校内幼稚園舎から、上落合二丁目区有施設に移転しました。区民が気軽に立ち寄り、相談ができる環境が整いました。
- 新宿区は、地域型高齢者総合相談センターに対し事業実施方針を示すとともに業務マニュアルを定め、年1回の実地調査において運営状況の確認と指導を行うことにより、業務の標準化とサービスの向上を進めています。
- 基幹型高齢者総合相談センターが中心となって、専門職種別・事業別の連絡会や研修を開催することにより地域型高齢者総合相談センターへの後方支援を行い、相談支援の質の向上を図っています。

<総合相談支援業務>

- 高齢者に関するどのような相談にもワンストップで対応し、適切なサービスや関係機関につなぐとともに、積極的なアウトリーチ（訪問相談）により、継続的に支援を行っています。
- 基幹型高齢者総合相談センターに認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を配置しています。また、地域型高齢者総合相談センター10所に認知症地域支援推進員を配置するとともに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につなげる体制の充実を図っています。
- 高齢者総合相談センターに医療連携担当者を置き、「在宅医療と介護の交流会」に参加することにより、在宅療養支援のための連携体制を構築しています。
- 日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センターへの弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。

<権利擁護業務>

- 高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報受理の窓口として、関係機関等と連携を図りながら虐待への対応を行っています。
- 新宿区社会福祉協議会内に設置している新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を行っています。
- 新宿消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向けて取り組んでいます。また、被害に遭った高齢者を早期に発見し、再発防止のための継続的な相談支援を行っています。

<ケアマネジャーへの支援>

- ケアマネジャーに対して各種情報提供を行うとともに、地域においてケアマネジャーと関係機関が連携体制を構築できるよう支援しています。また、支援困難ケースを抱えるケアマネジャーへの個別支援を行っています。
- ケアマネジャーのケアマネジメントにおける質の向上のため、同行訪問などの個別支援を行うとともに、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）と協働で研修を実施する等、運営支援を行っています。
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査では支援困難を感じたケースは、「精神疾患のあるケース（本人やその家族）」が60.4%と最も多く、次いで「サービスの受け入れを拒否されるケース」が45.8%、「介護保険制度を理解されていないケース」が43.1%となっています。

【地域ネットワークの構築】

- 地域型高齢者総合相談センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズを把握するとともに、個別の相談支援や関係機関とのネットワーク構築につなげています。また、地域の社会資源（医療機関やNPO、ボランティア等の関係機関）を把握し、相談支援に活用しています。
- 「見守り支え合い連絡会」をはじめとする関係機関との連絡会を通じて「顔の見える関係」を構築し、連携を図っています。
- 地域型高齢者総合相談センターでは、多職種協働による個別型地域ケア会議及び日常生活圏型地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげています。また、区は新宿区地域ケア推進会議を開催し、区全域における地域課題の整理を行うとともに、ネットワークの構築を推進しています。

（2）課題・・・・・・・・・・・・

【相談体制の充実】

<運営体制>

- 区の高齢者人口が2割近いことや、75歳以上の単身高齢者人口の増加に伴い、高齢者総合相談センターにおける相談件数は、これからも増加が見込まれます。また、65歳への年齢到達により、障害者福祉制度から高齢者福祉制度に移行する方、生活困窮者、ヤングケアラーを含めた介護者等の世帯への支援が必要な方など、支援ニーズは制度の枠を超え、より複雑化、複合化する傾向にあります。今後も、高齢者総合相談センターは、様々な機関との連携により、増加する業務や重層的な支援ニーズに的確に対応していくことが必要です。

<高齢者総合相談センターの認知度>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者+介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者総合相談センターの①名称②機能③所在地を「知っている」という回答は、それぞれ①47.5%②40.3%③35.4%となっています。高齢者が困りごとの早期から相談につながるよう、今後さらに一般高齢者の認知度を高める取組が必要です。

<総合相談支援業務>

- 認知症高齢者への支援にあたっては、かかりつけ医及び地域の認知症サポート医をはじめとする関係機関との連携を強化し、適切なサービスや地域資源情報を提供するなど、高齢者総合相談センターのコーディネート機能を向上させる必要があります。
- 在宅療養支援については、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域のかかりつけ医、在宅医及び在宅医療相談窓口と、より密接に連携しネットワークを広げる取組が必要です。

<権利擁護業務>

- 高齢者虐待への対応では、高齢者総合相談センターの職員に向けて作成した「新宿区高齢者虐待対応マニュアル」を積極的に活用するとともに、法的な視点を踏まえた対応力の向上が必要です。

<ケアマネジャーへの支援>

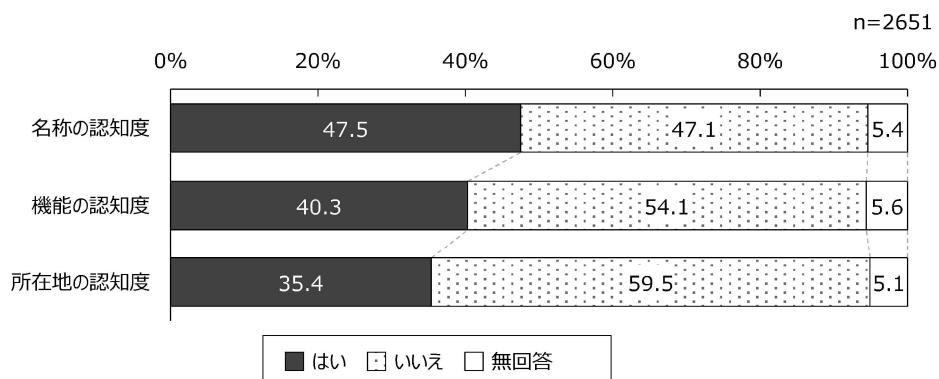
- 高齢者本人や家族が精神疾患を抱えるケース、サービスの受け入れの拒否やハラスメントがある等、ケアマネジャーが支援困難と感じるケースが増えており、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントを提供できるよう支援する必要があります。

【地域ネットワークの構築】

- 高齢者総合相談センターが、継続的に社会資源の把握やネットワークの構築を行うことにより、見守りや支援を必要とする高齢者の情報が集まってくる環境づくりを進めることができます。
- 高齢者総合相談センターは、地域ケア会議の開催とともに、地域へ積極的にアプローチすることにより地域で活動する多様な担い手との協力関係を築き、地域に不足する社会資源を把握するなど、地域包括ケアシステムのさらなる推進のための取組を進める必要があります。

令和4年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」

▼ 高齢者総合相談センターの名称・機能・所在地の認知度（一般+ニーズ調査）



高齢者総合相談センターの名称の認知度については、「はい（知っている）」が47.5%となっています。機能の認知度については、「はい（知っている）」が40.3%、所在地の認知度については、「はい（知っている）」が35.4%となっています。

(3) 今後の取組の方向性……………

【相談体制の充実】

<運営体制>

- 地域で活動する多様な担い手との協働を実現し、より強固な地域ネットワークを構築するとともに、相談件数や業務量の増加に対応していくため、引き続き地域型高齢者総合相談センターの運営体制の充実を図ります。
- 区の実地調査等を通じて地域型高齢者総合相談センターの取組状況を継続的に確認するとともに、外部評価の実施による相談の質の向上を図るなど、地域特性に応じた相談体制の構築やヤングケアラー等の重層的な支援ニーズに対応するための関係機関との連携強化に向け、指導と運営支援を行っていきます。
- 基幹型高齢者総合相談センターが、地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整等を行うことにより、区全体の高齢者総合相談センター業務の効果的な運営体制を構築していきます。

<高齢者総合相談センターの認知度>

- 引き続きわかりやすいパンフレット等を活用し、高齢者だけでなく、地域の多様な団体や多世代へ向けて高齢者総合相談センターの事業内容のさらなる周知を図ります。また、高齢者総合相談センターは、アウトリーチによる相談支援や、地域の関係機関等とのネットワーク強化に取り組むことにより、地域での認知度を高めていきます。

<総合相談支援業務>

- 高齢者総合相談センターが、認知症サポート医から専門的助言を受けることで、認知症に係るコーディネート機能をさらに向上させていきます。
- 在宅療養を支援するために、医療を中心としたコーディネート機能を担う在宅医療相談窓口と連携を図り、一体となって取り組みます。また、医療と介護の密接な連携体制づくりを進めるため、「在宅医療と介護の交流会」に引き続き参加し、病院、訪問看護ステーションなど幅広い関係機関と地域ごとに顔の見える連携づくりを行っていきます。

<権利擁護業務>

- 「新宿区高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運用することで、虐待の相談・通報窓口として早期発見・把握に努めるとともに、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、法的な対応力の向上を図ります。
- 新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を行っていきます。

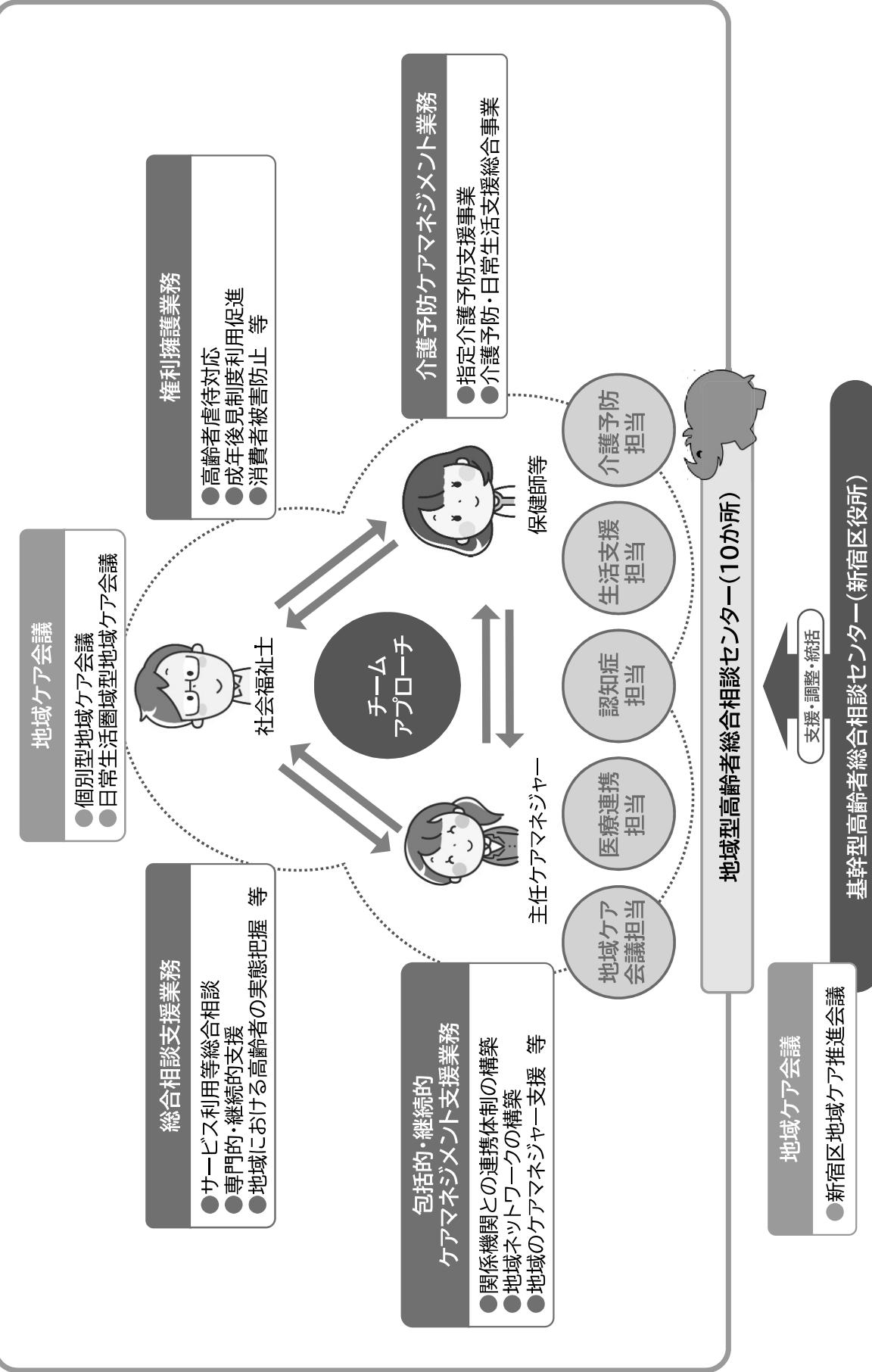
<ケアマネジャーへの支援>

- 対応が困難なケースへの同行訪問や利用者への適正なサービス利用の啓発を行うこと等により、ケアマネジャーへの個別支援を行っていきます。また、区全体のケアマネジャーの質の向上のため、引き続きケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）と協働で研修を実施するとともに、会議等を活用し、介護保険サービスや区の制度の情報提供をすることで、運営を支援していきます。

【地域ネットワークの構築】

- 高齢者総合相談センターは、地域の社会資源の把握をさらに進めて相談業務に活用するとともに、地域ケア会議の開催や、地域のネットワーク構築に資する会議や活動への積極的な参加により、社会資源の発掘や、地域包括ケアシステム推進のためのネットワーク強化を図ります。

高齢者総合相談センターの業務



地域ケア会議の全体像

新宿区地域ケア推進会議

主催者:新宿区

区全域における地域課題の整理

区全域におけるネットワークの構築

地域課題解決策に関する検証

日常生活圏型地域ケア会議

主催者:地域型高齢者総合相談センター

日常生活圏ごとの地域課題の整理

日常生活圏ごとの地域課題解決策の検討

解決策の検討を通じた関係機関とのネットワークの構築

個別型地域ケア会議

主催者:地域型高齢者総合相談センター

多職種協働による個別ケースの課題解決

個別ケース支援を通じた関係機関とのネットワークの構築

個別ケース支援を通じた地域に共通する課題の発見



(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
高齢者総合相談センターの機能の充実 (高齢者支援課)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図るなど、地域ネットワークの構築を進めます。	相談件数 延べ66,000件	—
チームオレンジの実施 【実行計画】 【施策6】 (高齢者支援課)	認知症高齢者やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけ、認知症高齢者やその家族への早期支援と認知症サポーターの活動支援に取り組みます。	チームオレンジの推進	チームオレンジの推進
認知症サポーター養成講座 【実行計画】 【施策6】 (高齢者支援課)	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を開催します。	認知症 サポーター 養成数 (累計) 29,800人	認知症 サポーター 養成数 (累計) 34,600人
認知症サポーター推進事業 (認知症サポーター活動の推進) 【実行計画】 【施策6】 (高齢者支援課)	認知症サポーターの中で、区内での活動を希望した方(認知症サポーター活動登録者)が地域の担い手として活躍できるよう、高齢者総合相談センターが支援します。	認知症 サポーター 活動登録者数 (累計) 750人	認知症 サポーター 活動登録者数 (累計) 900人
認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援 【施策6】 (高齢者支援課)	高齢者総合相談センターが、認知症サポート医から、認知症高齢者の個々の状態に即した対応方法について専門的助言を受けることで、認知症に係るコーディネート機能向上を図ります。 (新宿区医師会委託事業)	支援対象の 高齢者総合 相談センター 11所	支援対象の 高齢者総合 相談センター 11所
認知症初期集中支援チームによる支援 【施策6】 (高齢者支援課)	地域型高齢者総合相談センターの医療と福祉・介護の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる支援が必要な高齢者に対して、医療や介護につなげる訪問活動を行うことで、認知症の早い段階からの支援を行います。	認知症初期 集中チームの 設置数 10チーム	認知症初期 集中チームの 設置数 10チーム
認知症・もの忘れ相談 【施策6】 (高齢者支援課)	認知症やもの忘れを心配している区民及びその家族等を対象に、認知症への対応や診断、治療等について医師による個別相談を実施します。併せて、福祉や介護については、高齢者総合相談センターの相談員が相談に応じます。	認知症相談 18回 もの忘れ相談 24回 (高齢者総合 相談センター 3所で実施)	認知症相談 18回 もの忘れ相談 24回 (高齢者総合 相談センター 3所で実施)
認知症介護者支援事業 【施策5・施策6】 (高齢者支援課)	認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりを行う機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、専門医による個別相談を行い、介護者負担の軽減を図ります。	認知症介護者 家族会3所 認知症介護者 相談12回	認知症介護者 家族会3所 認知症介護者 相談12回

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
介護者講座・家族会 【施策5】 (高齢者支援課)	高齢者を介護している家族及び介護経験のある家族等を対象に、介護者講演会や介護者講座を開催します。また、介護者相互の交流を深めるため、家族会の運営を支援していきます。	介護者講演会 1回 介護者講座 10回 家族会 9所	介護者講演会 1回 介護者講座 10回 家族会 9所
虐待防止の推進 【施策11】 (高齢者支援課)	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口としています。高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員・児童委員、ケアマネジャーからの相談に対し、継続的支援を行います。	虐待相談件数 延べ1,000件	—
法テラス東京との協働連携 【施策11】 (高齢者支援課)	日本司法支援センター東京地方事務所(法テラス東京)との協働連携により、高齢者総合相談センターへの弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。	弁護士派遣 156回	弁護士派遣 156回
介護予防ケアプラン作成 【施策1】 (地域包括ケア推進課)	要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者となり、予防給付や介護予防・生活支援サービスを必要とする方に、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防ケアプランを作成します。原則として、地域型高齢者総合相談センターが作成します。	—	—
ケアマネジャーネットワーク等への支援 (高齢者支援課)	区民に居宅介護支援を提供している事業所で構成されている、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会(ケアマネット新宿)等への運営支援を行うとともに、会員を対象とした研修会・学習会を協働で実施します。	研修会8回	研修会8回
地域ネットワークの構築 【施策4】 (高齢者支援課)	地域型高齢者総合相談センターが、地域ケア会議を開催するとともに、地域で開催されるケアマネジャー交流会や医療機関との在宅復帰会議などの地域におけるネットワーク会議等に積極的に参加し、地域ネットワークの構築を図ります。	—	—
高齢者見守り支え合い連絡会の開催 【施策4】 (高齢者支援課)	民生委員・児童委員、情報紙配布員、高齢者見守り登録事業者及び地域ボランティア等による区民参加型の連絡会を開催し、地域の高齢者見守り活動関係者による意見交換等を行いながら、地域における見守り支え合いの輪の充実を図ります。	10回	10回

(5) 指標

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
高齢者総合相談センターの認知度(一般高齢者調査) ①名称 ②機能 ③場所	①47.5% ②40.3% ③35.4%	①50.0% ②50.0% ③50.0%

施策8 介護保険サービスの提供と基盤整備

多様化するニーズに対応した質の高い介護保険サービスを提供するため、サービスの提供体制を確保していきます。介護人材の育成・確保に加え、介護保険サービス事業者を支援し、地域密着型サービスを整備するほか、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。また、介護保険サービスの適正利用を促進するため、事業者への指導や、利用者に向けた制度説明などの周知活動を行います。

(1) 現状とこれまでの取組……………

<地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

- 要支援・要介護認定者数及び介護保険サービス総給付費の現状は、介護保険制度が創設された平成12年度と令和4年度の実績を比較すると、高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数¹は約2.7倍、介護保険サービス総給付費²は約3.0倍に増加しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、通い・訪問・宿泊を組み合わせて利用する小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めています。
- 新宿区第二次実行計画（令和3～5年度）での整備目標数は、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）9所、認知症高齢者グループホーム14所、ショートステイ12所でしたが、令和4年度末までの整備状況は、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）9所、認知症高齢者グループホーム12所、ショートステイ12所となっています。

<介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査によると、介護保険サービスの利用満足度について、総合的な利用満足度は86.0%となっています。
- 区内の介護保険サービス事業者等で組織される「新宿区介護保険サービス事業者協議会」への支援や、事業者向けの研修「新宿ケアカレッジ」を実施し、サービスの質の向上を目的とした研修を行い、介護人材の育成を進めています。
- 介護従事職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るため、福祉避難所の指定を受けた区内民間の地域密着型サービス事業所に対して、介護従事職員の宿舎借り上げを支援し、住宅費負担を軽減しています。また、これまで介護の仕事をしたことのない方々にも介護の仕事を知ってもらい、介護人材確保につなげていけるよう、介護の仕事の魅力・やりがいを紹介する講座、介護人材入門的研修及び「おしごと相談会」を実施しています。

¹ 要支援・要介護認定者数（各年10月1日現在）…平成12年度：5,484人、令和4年度：14,711人

² 介護保険サービス総給付費（居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス）…平成12年度：6,981,170,905円、令和4年度：21,171,906,117円

- 「新宿区の地域包括ケアシステムにおける高齢者保健福祉施策の位置付け」の図（P●参照）にあるとおり、地域包括ケアを推進するうえで、ケアマネジャーはサービスのコーディネーターとして重要な役割を担います。そこで、集団指導等¹において「新宿区におけるケアマネジメントに関する基本方針」（P129参照）について説明しています。

<適正利用の促進>

- 要介護認定の公平・公正を確保し、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、要介護認定に必要な認定調査票の点検や、認定調査員を対象に認定調査の知識を深めるための研修を行っています。
- 適正なサービス提供を促進するため、介護保険サービス事業所への指導等を行うとともに、報酬請求内容やケアプランの点検などを実施し、不適切な報酬請求には返還を求めています。また、利用者に対しては、適正なサービス利用についての冊子の配布などにより、普及啓発を図っています。
- 介護サービスに関する利用者からの苦情に対応しています。苦情の原因として多い項目は、「サービスの質」「説明・情報の不足」「従事者の態度」となっています。

<介護保険制度の趣旨普及>

- 区民への介護保険制度の周知を図るため、「介護保険べんり帳」を作成し、配布しています。また、さがせーる新宿では、利用者がサービス提供事業者を選択する際に参考となるよう、事業者の基本情報や事業者所在地の地図情報などを提供しています。
- 介護に対する理解や認識を深める取組として、介護に関する講座や福祉用具等の展示などを行う「しんじゅく介護の日」介護福祉展を開催しています。令和4年度は新型コロナウィルス感染症の拡大防止に配慮し、運営方法を工夫しながら実施しました。

¹ 集団指導等：サービス事業者に対し、適正なサービス内容や介護報酬の請求等について周知徹底を図るとともに、指定基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。サービスの質の向上及び確保等を目的として実施し、指導の形態は以下のとおり。

集団指導 指導の内容に応じ、対象となるサービス事業者等を一定の場所に集めた講習、もしくはオンライン等を活用した動画の配信等の方法により行う。

運営指導 指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

新宿区におけるケアマネジメントに関する基本方針

ケアマネジメントの実施にあたっては、「新宿区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた運営をお願いします。同条例で定める基本方針は以下のとおりです。

「新宿区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」

(平成 30 年 3 月 16 日 条例第 20 号)

(略)

第2章 指定居宅介護支援

第1節 基本方針

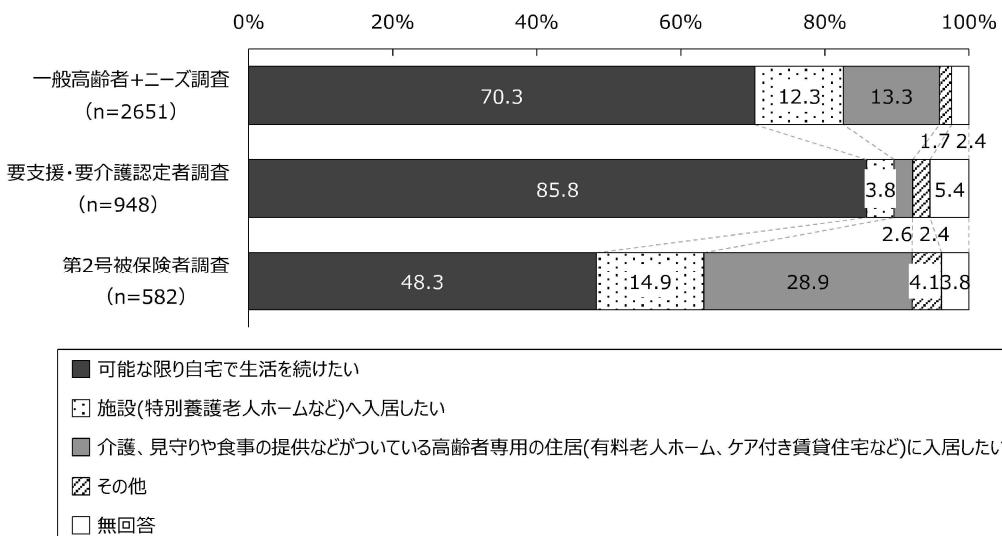
第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業を行う者若しくは地域密着型サービス事業を行う者（以下「居宅サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(以下略)

令和4年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」

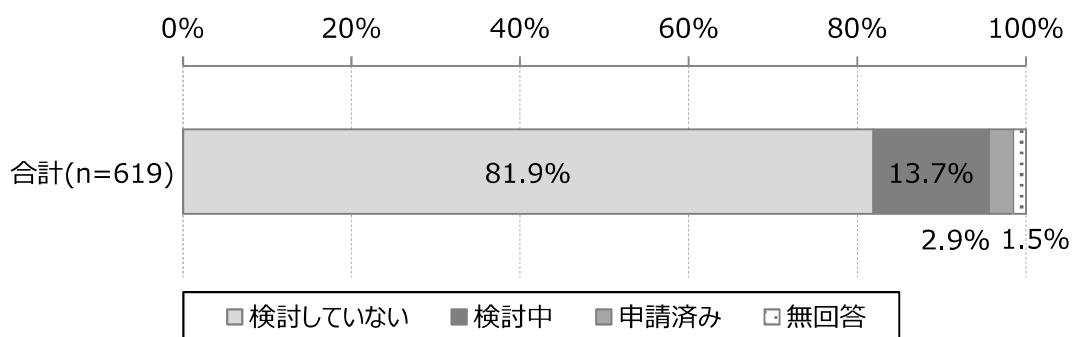
▼ 介護が必要になった場合の生活場所



介護が必要になった場合の生活場所について、一般高齢者、要支援・要介護認定者、第2号被保険者のいずれも「可能な限り自宅で生活を続けたい」が最も多く、調査間比較でみると、要支援・要介護認定者が85.8%で最も多く回答しています。

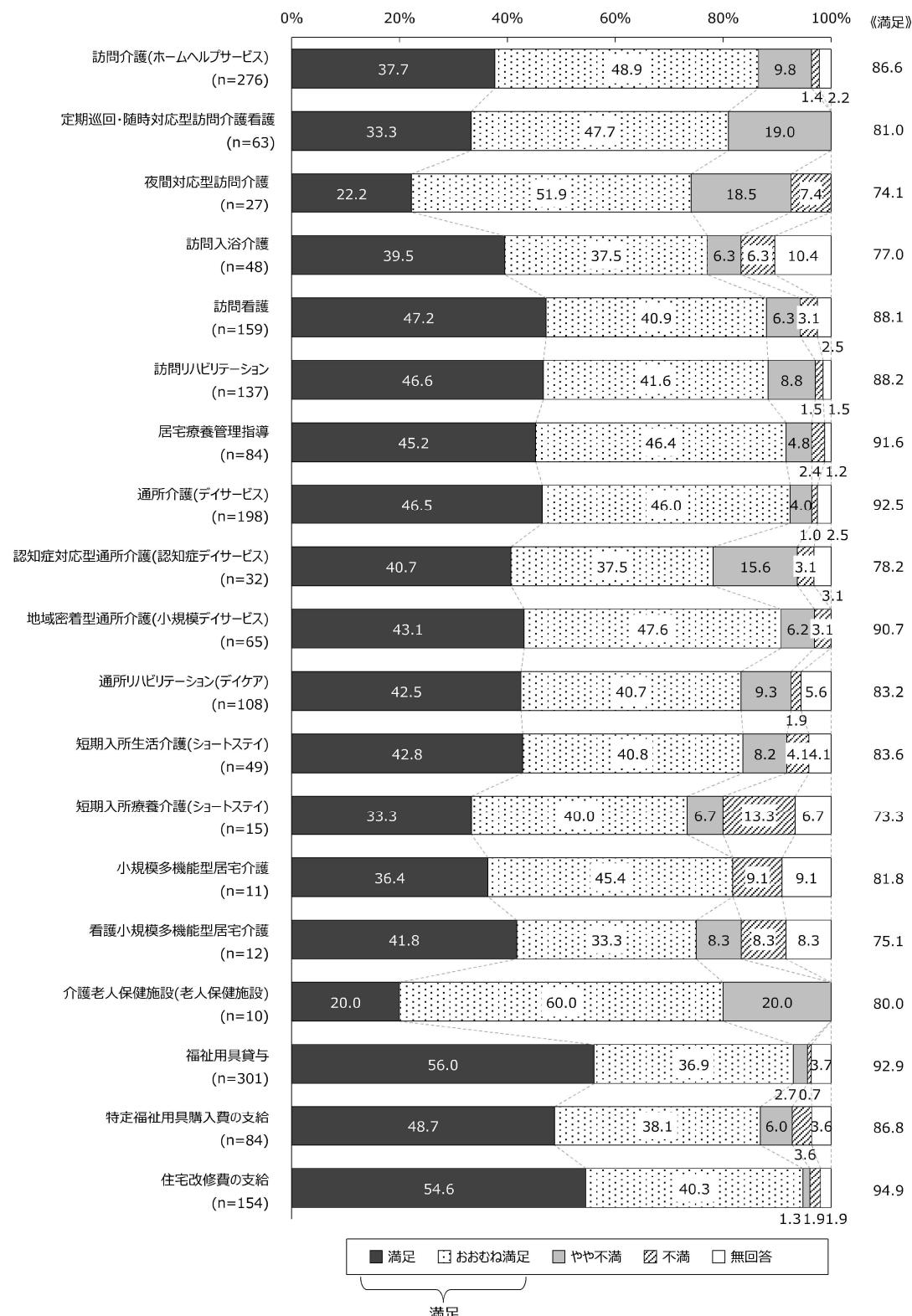
令和4年度「在宅介護実態調査」

▼ 施設等検討の状況〈在宅介護実態調査〉

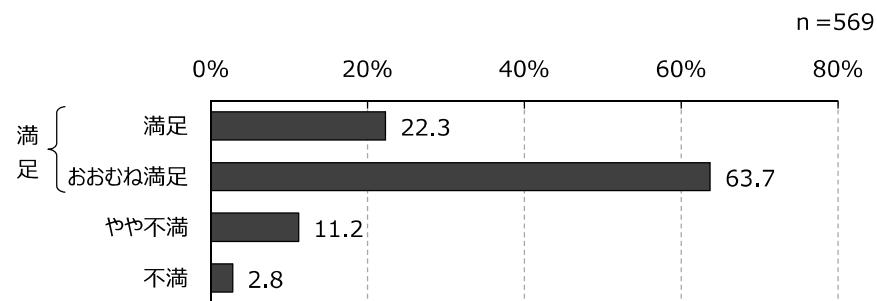


施設等検討の状況について、「検討していない」が81.9%で最も多くなっています。

▼ 現在利用している介護保険サービスの満足度（回答数10未満のサービスは除く）
〈要支援・要介護認定者調査〉

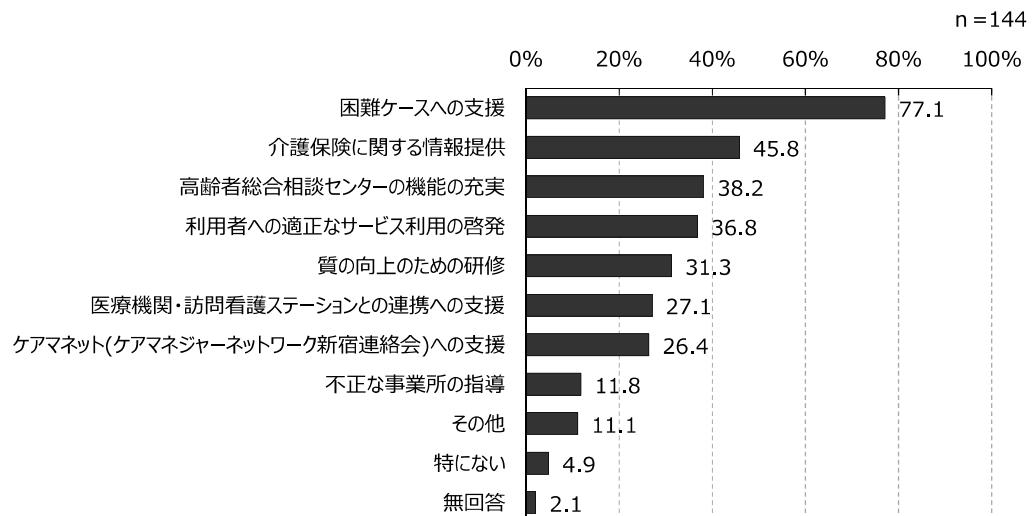


▼ 介護保険サービスの総合的な満足度(無回答を除いた集計)〈要支援・要介護認定者調査〉



介護保険サービスの総合的な満足度について、無回答を除いた場合、「満足」と「おおむね満足」を合わせた“満足”は86.0%となっています。

▼ ケアマネジャーの立場から区に対して望むこと〈ケアマネジャー調査〉



ケアマネジャーの立場から新宿区に対して望むことをたずねたところ、「困難ケースへの支援」が77.1%で最も多く、次いで「介護保険に関する情報提供」が45.8%、「高齢者総合相談センターの機能の充実」が38.2%の順になっています。

(2) 課題

<地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、要支援・要介護認定者調査において85.8%の方が「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」という意向をもっていることから、在宅での生活を支えるためのサービスを充実させる必要があります。
- 地価の高い都心部での施設整備は、用地の確保が困難であるため、事業者の参入が難しく整備が進まない現状があります。また、施設サービスは一人当たりの給付費が高額となるため、保険制度の中では保険料に影響を与えることとなり、給付と負担のバランスを考慮する必要があります。

<介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保>

- 介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていくとともに、より質の高いサービスを提供できる介護人材を育成・確保することが必要です。各職種がそれぞれの専門性を高め、関係機関との連携を強固にしていくことが必要です。
- 事業者によっては、研修体制が整っていないなど、自社で研修を実施することが難しい状況にあります。
- 団塊の世代が全て75歳以上になる令和7（2025）年を今期計画期間中に迎える外、団塊ジュニア世代が全て65歳以上になる令和22（2040）年に向けてさらに介護ニーズが増大し、現役世代が急減することから、介護分野の担い手の人材確保が喫緊の課題となっています。
- 地域包括ケアにおけるケアマネジャーの役割やケアマネジメントの基本方針は、ケアマネジャーをはじめ、介護保険サービス事業者に広く周知していく必要があります。

<適正利用の促進>

- 認定調査は要介護認定の基礎となる資料であり、全国一律の基準に基づき、公平公正で客観的かつ正確に行うことが必要です。そのため、利用者への適正な認定調査の実施及び調査内容の十分な点検が求められています。
- 適正なサービス提供や利用を促進するためには、介護保険サービス事業者に、より複雑化している介護保険制度を正しく理解してもらうことが必要です。介護保険サービス事業者が効率的に正しい情報を得られるよう、区による的確な情報発信が求められています。
- サービスの質の低下や説明不足等による苦情が発生しないよう、介護保険サービス事業者は、日頃から丁寧なサービス提供を心掛ける必要があります。また、介護現場で利用者や家族による介護職員へのハラスメントが疑われる事例も発生しており、新たな課題となっています。

<介護保険制度の趣旨普及>

- 介護保険制度は制度開始以来、検討が加えられ、見直しを行った結果、サービスの内容や利用方法、費用などが変更されてきています。それらを利用者に対して、より分かりやすく説明していく必要があります。

(3) 今後の取組の方向性……………

<地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、各種の介護保険サービスの提供体制を整備していきます。
- 小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、払方町国有地を活用した整備を進めています。また、引き続き民有地等を活用した認知症高齢者グループホームの整備を図っていきます。
- 高齢者数や要介護認定者数の増加や、特別養護老人ホームの入所待機者数の動向を踏まえ、在宅生活が困難となっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、施設整備計画を進めています。

<介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保>

- 介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取組で、多様化するニーズに対応した質が高く適正なサービス提供が実現できるように、事業者への支援を推進していきます。
- 事業者向け研修「新宿ケアカレッジ」を実施し、介護の専門職としてのスキルアップや、感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたる人材の育成、良好な事業所運営への支援を図っていきます。
- 引き続き、介護従事職員の働きやすい職場環境を実現するため、介護従事職員の宿舎借り上げを支援するとともに、より広い裾野から区内介護サービス事業所への介護人材の参入及び確保を図るため、介護の仕事に興味を持つ方に向けて入門的研修事業を実施します。
- 「新宿区におけるケアマネジメントに関する基本方針」を介護保険事業計画に掲載（P129参照）するとともに、集団指導や介護保険サービス事業者向けのホームページで周知することにより、地域包括ケアにおけるケアマネジメントの基本理念について、ケアマネジャーをはじめとする介護保険サービス事業者の理解を促進します。

<適正利用の促進>

- 適正な認定調査を実施するため、認定調査員を対象とした専門知識を深めるための研修を実施していきます。また、調査内容の点検を確実に行うため、引き続き職場内研修等を充実させ専門的知識を有する職員の資質向上を図り、適切な要介護認定を行っていきます。
- 毎年度策定する指導計画に基づき計画的に運営指導を行うほか、オンラインを活用することにより全介護保険サービス事業者に集団指導を行い、適正なサービス提供を促進していきます。
- 介護保険サービス事業者に丁寧なサービス提供の重要性を周知していくとともに、苦情が寄せられた場合には、原因分析やサービスの改善策等について指導します。また、介護現場における利用者や家族による介護職員へのハラスメント対策について、介護サービス事業者を支援していきます。

<介護保険制度の趣旨普及>

- 新宿区ホームページや各種パンフレットの発行、高齢者総合相談センター やケアマネジャーによる制度説明など周知活動を引き続き行い、介護保険制度についての理解を高め、適切なサービス利用につなげます。
- 「しんじゅく介護の日」のイベントなどにより、介護保険制度を身近に感じていただけるよう周知を図ります。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
介護保険サービス (介護保険課)	介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。介護保険制度は、区が保険者となって運営しています。40歳以上の人人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用することができます。	—	—
特別養護老人ホームの整備 <u>実行計画</u> (介護保険課)	在宅生活が困難になった要介護高齢者を支えるため、民間事業者が行う施設整備の経費の一部を補助することにより、区内の特別養護老人ホームを整備します。	特別養護老人ホーム10所 762人	—
地域密着型サービスの整備 <u>実行計画</u> (介護保険課)	要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームの整備を推進します。	小規模多機能型居宅介護等 9所 241人 認知症高齢者グループホーム 12所 198人	小規模多機能型居宅介護等 10所 270人 認知症高齢者グループホーム 15所 270人
ショートステイの整備 <u>実行計画</u> (介護保険課)	地域包括ケアを推進し、併せて介護者の負担を軽減するため、在宅生活を支えるショートステイの整備を推進します。	ショートステイ (短期入所生活介護) 12所 119人	—
医療介護支援 (介護保険課)	胃ろう等の医療処置を必要とする区民が入所しやすくなるよう、区内の特別養護老人ホームに対して医療処置が必要な入所者を受け入れるための施設運営経費を助成します。	対象施設 10施設	対象施設 10施設
特別養護老人ホームの入所調整 (介護保険課)	特別養護老人ホームに、より必要度の高い人から円滑に入所できるよう、入所調整基準に基づく優先順位名簿を年4回作成し、調整を行います。	—	—
地域密着型サービス事業者の指定 (介護保険課)	「地域密着型サービス」、「介護予防支援」、「居宅介護支援」の事業者の指定を行います。「地域密着型サービス」の指定等に関しては、「地域包括支援センター等運営協議会」で意見を聴取します。	—	—
新宿区介護サービス事業者協議会への支援 (介護保険課)	区内の介護保険サービス事業者が中心となって組織されている新宿区介護サービス事業者協議会の運営を支援します。	会員事業者数 195法人	—

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
介護保険サービス事業所向け研修(新宿ケアカレッジ) (介護保険課)	区内の介護保険サービス事業所を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を行います。	12~18回程度	—
介護福祉士資格取得等費用助成事業 (介護保険課)	区内の介護保険サービス事業所の人材確保、育成及びサービスの質の向上や良好な事業所運営を目的として、介護福祉士の資格取得のための費用の一部を助成します。	申請件数 20件	—
介護人材確保支援事業 (介護保険課)	より広い裾野から区内介護サービス事業所への介護人材の参入及び確保を図るために、入門的研修事業として介護の仕事の魅力・やりがいを紹介する講座、介護人材入門的研修及びおしごと相談会を実施します	実施	—
介護従事職員宿舎借り上げ支援事業 (介護保険課)	介護従事職員の働きやすい職場環境を実現するため、区内に所在する民間の地域密着型サービス事業所に対して、介護従事職員の宿舎借り上げを支援し、住宅費負担を軽減します。	補助対象法人 6法人 補助対象 事業所数 6事業所14人	—
福祉サービス第三者評価の受審費用助成 (介護保険課)	介護保険サービスの質の確保や事業者選択に必要な情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価の普及のため、区内の介護保険サービス事業者に受審費用を助成します。	事業所数 12か所	—
介護保険サービスに関する苦情相談 (介護保険課)	介護保険サービスの利用に関する苦情について、事実関係を確認し、事業者等との調整を行います。	—	—
介護給付適正化の推進 (介護保険課)	サービスの質の向上及び適正利用の促進の観点から、認定調査票や介護報酬請求内容の点検、ケアプラン点検、適正利用普及のための冊子配布等を行い、給付の適正化を図ります。	ケアプラン点 検件数 40件 適正利用普及 冊子発行 2,600部	—
介護保険サービス事業者に対する指導 (介護保険課)	介護保険サービス事業者が、指定基準や算定基準等に沿った運営を行うよう、運営指導や集団指導等を実施します。	運営指導 45事業所 集団指導 2回	—
「しんじゅく介護の日」の開催 (介護保険課)	国が定めた11月11日の「介護の日」にちなんで、区民それぞれの立場で介護について考え、介護に対する理解や認識を深めてもらうため、講演や展示などによる「しんじゅく介護の日」のイベントを開催します。	10月中旬 開催見込	参加者の満足度80%
介護保険制度の趣旨普及 (介護保険課)	区民への介護保険制度の周知を図るために、介護保険べんり帳を作成し配布します。また、利用者の介護保険サービス事業者選択の際に参考となるよう、介護事業者検索システムにより、事業者情報を提供しています。	「介護保険 べんり帳」発行 64,000部 外国語版介護 保険べんり帳 の発行 英・中・韓 各700部	—

(5) 指標

指標名	現状	目標
	(令和4年度)	(令和8年度)
介護保険サービスの総合的な利用満足度 (無回答を除く「満足」「おおむね満足」の割合) (要支援・要介護認定者調査)	86.0%	90.0%



介護保険サービスの保険料負担と給付のしくみ

介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス(給付費)の利用見込量に応じたものとなるため、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば保険料は下がることになります。以下、新宿区の介護保険サービスの給付状況(令和4年度)をみると、施設サービスにおける利用者1人当たりの年間給付額は居宅サービス及び地域密着型サービスに比べ高額となっており、利用するサービスによっても、利用者1人当たりにかかる給付費に差があります。

介護保険法の中でも、国民自らが健康保持増進に努めることや、要介護状態になった場合においても、その有する能力の維持向上に努めることができます。できるだけ健康に心がけ介護予防や重度化防止に努めることが、ひいては保険料負担の軽減にもつながります。

【新宿区の介護保険サービスの給付状況(令和4年度)】

サービスの区分 (主なサービス)	令和5年3月の 利用者数	年間給付額	利用者1人当たりの 年間給付額
居宅サービス (訪問介護、通所介護、 訪問看護等)	9,387人	13,119,487,400円	1,397,623円
地域密着型サービス (認知症高齢者グループ ホーム、小規模多機能型 居宅介護等)	1,805人	2,630,106,440円	1,457,123円
施設サービス (特別養護老人ホーム、 介護老人保健施設)	1,529人	5,422,312,277円	3,546,313円

※年間給付額は、サービスにかかる費用から利用者負担額(所得に応じ1割~3割)を引いた額です。

施策9 自立生活への支援（介護保険外サービス）

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない多様なサービスにより、日常生活へのきめ細かな支援や見守り等を行うことが必要です。高齢者の地域での生活を支援するため、新宿区独自の介護保険外サービスを実施し、周知と利用促進を図っていきます。

（1）現状とこれまでの取組……………

<介護保険外サービスの安定的な提供>

- 高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支援するために、介護保険サービスに加え、高齢者の多様なニーズに対応できる様々な介護保険外サービスを、区独自に実施しています。各サービスの相談及び申請は、11か所の高齢者総合相談センターで行っています（一部のサービスの申請は特別出張所等でも受け付けています）。
- 高齢者の在宅生活を支援するために、配食サービス、理美容サービス、寝具乾燥消毒サービス、回復期生活支援サービス、補聴器・敬老杖の支給を実施しています。また、高齢者及び介護者の経済的負担軽減のために、おむつ費用の助成を行っています。
- 高齢者が安心して在宅で生活するために、緊急通報システムの貸し出しや火災安全システムの給付、見守りキーホルダーの配布を行っています。緊急通報システムでは、ICTを活用して高齢者の見守り体制を強化するため、令和5年度より見守りセンサーを追加しました。急病で倒れるなどして自ら発報できないときも、一定時間センサーが動きを感知せず電話にも出られない場合は、警備会社の現場派遣員や救急車等が駆けつけます。
- 認知症高齢者を重点的に支援するために、一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービスを実施しています。また、高齢者を在宅で介護する方を支援するために、介護者リフレッシュ支援事業、徘徊高齢者探索サービス、緊急ショートステイ事業を実施しています。
- 住み慣れた家で自立した日常生活を送るための支援として、高齢者住宅設備改修給付事業、自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業を実施しています。また、介護保険の通所系サービス利用者等への支援として、通所介護等食費助成事業を実施しています。
- 高齢者が適切にサービスを受けられるよう、物価高騰による影響にも配慮しながら、適宜、事業内容の見直しを図っています。これまで、寝具乾燥消毒サービス及び回復期生活支援サービスの受給資格要件の拡大、回復期生活支援サービス及び徘徊高齢者探索サービスの受給者負担の軽減、介護者リフレッシュ支援事業・一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス・回復期生活支援サービスの利用時間帯の拡大等、サービス間の整合を図りつつ、より利用しやすいサービスとする変更を実施しました。
- 区が実施する高齢者サービスや相談窓口等について、わかりやすく活用しやすい情報を提供する総合情報冊子「高齢者くらしおたすけガイド」を作成・配布し、サービスの利用に繋げています。

- 新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者となった高齢者の在宅療養生活を支援するため、全額公費負担による訪問介護サービスを実施しました。また、介護する家族が新型コロナウイルス感染症に感染して介護を受けられない場合に利用できる緊急ショートステイ事業や、退院後の在宅生活を支援するための新型コロナウイルス回復期生活支援サービスを行いました。

(2) 課題

<介護保険外サービスの安定的な提供>

- 新宿自治創造研究所の試算では、令和4（2022）年と令和14（2032）年の比較で、高齢者人口（65歳以上）は6.7万人から6.9万人超に増加する見通しです。高齢者人口の増加に対応し、介護保険外サービスを継続して提供していく必要があります。
- 高齢者が地域で自分らしく在宅生活を継続していくうえで、必要なサービスを適切に利用できるよう、制度の周知を進めていく必要があります。

(3) 今後の取組の方向性

<介護保険外サービスの安定的な提供>

- 介護保険外サービスの利用状況を踏まえつつ、介護保険外サービスの内容を適切に検討し、安定的に提供していきます。
- 高齢者本人やその介護者のみならず、ケアマネジャーや医療機関等に対し、制度を積極的に周知することで、サービスの利用を促進します。

(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
高齢者配食サービス (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等で、食事の支度が困難な方に、月～金曜日に昼食を宅配するとともに、配食時に安否確認を行います。	配食数 延べ41,500食	—
高齢者理美容サービス (高齢者支援課)	65歳以上で外出が困難(要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度等)な在宅の方に、自宅への出張調髪・カットを行います。	利用回数 延べ1,200回	—
高齢者寝具乾燥消毒サービス (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等又は在宅の寝つきの方、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方に、寝具の乾燥消毒及び水洗いを行います。	利用回数 延べ3,700回	—
回復期生活支援サービス (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等で、退院直後等により一時的に身体機能が低下している方に対して、ヘルパーを派遣します。	利用時間 950時間	—
高齢者おむつ費用助成 (高齢者支援課)	65歳以上の要介護1以上又は入院中で、日常的におむつを必要とする方に対して、月額7,000円を上限におむつ費用を助成します。	利用者数 現物助成 延べ25,500人 代金助成 延べ3,400人	—
補聴器・敬老杖の支給 (高齢者支援課)	医師が補聴器の使用を必要と認めた70歳以上の方に対して、補聴器を支給します。また、歩行に不安のある65歳以上の在宅の方に、杖を支給します。	支給数 補聴器 延べ400個 杖 延べ1,000本	—
高齢者緊急通報システム 【施策4】 (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等で、慢性疾患があるなど日常生活をする上で常時注意を要する方に、緊急通報用機器(本体・ペンドント)、見守りセンサー、火災警報器の貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、警備会社等に通報が入るシステムです。	稼働台数 延べ550台	—
高齢者火災安全システム (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等で、防火の配慮が必要な方に、電磁調理器、火災警報器、ガス安全システムのうち1種目を給付します。	給付台数 延べ70台	—
見守りキーホルダー事業 【施策4・施策6】 (高齢者支援課)	65歳以上の高齢者で、外出に不安のある方を対象に、個別の登録番号や高齢者総合相談センターの電話番号を表示したキーホルダーとシールを配布することにより、道に迷って保護されたときや外出先で倒れたときなどの身元確認を迅速に行います。	配布人数 延べ8,100人	—
一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス 【施策6】 (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らしの認知症高齢者で、区内在住の介護者がいない方に、ヘルパーを派遣します。	利用者数 1,110人	—
介護者リフレッシュ支援事業 【施策5・施策6】 (高齢者支援課)	65歳以上の認知症又は要介護1以上の高齢者にヘルパーを派遣し、日常的に介護している方のリフレッシュを支援します。	利用者数 2,460人	—

第5節 基本目標4
最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
徘徊高齢者探索サービス 【施策5・施策6】 (高齢者支援課)	60歳以上で認知症による徘徊のある方を在宅で介護する家族に、位置情報専用端末機の利用料等を助成します。	利用者数 延べ450人	—
高齢者緊急ショートステイ事業 【施策5】 (高齢者支援課)	介護する家族が、急病やけが等のために介護できない場合に、有料老人ホームの居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。	利用者数 延べ70人 利用日数 延べ500日	—
高齢者住宅設備改修給付事業、高齢者自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業 (介護保険課)	高齢者の転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大等を図るため、住宅設備の改修費及び日常生活用具購入費を給付することにより、在宅での生活を支援します。	—	—
通所介護等食費助成事業 (介護保険課)	介護保険の通所系サービス及び通所介護相当サービスを利用した住民税非課税世帯の方を対象に、食費にかかる費用の一部を助成します。	—	—
総合情報冊子「高齢者くらしのおたすけガイド」の作成 (高齢者支援課)	区が実施する高齢者サービスや相談窓口等について、わかりやすく活用しやすい情報を提供する総合情報冊子「高齢者くらしのおたすけガイド」を作成・配布します。	総合情報冊子 の作成・配布	総合情報冊子 の作成・配布



補聴器の支給



耳掛け式補聴器



※実際に支給する機種とは異なる場合があります。

箱型補聴器



※実際に支給する機種とは異なる場合があります。

高齢者の方が難聴に気づいて、個々の状況に合った対応を取ることは、高齢者の健康保持・増進にとって大切です。また、難聴は認知症のリスクを高める要因の一つであるとも言われています。

区では、日常生活における聞こえの問題の改善を図るため、70歳以上で聴力が低下し、医師が必要性を認めた方に補聴器を支給しています。

【支給内容・費用】

耳掛け式又は箱型の補聴器(※1)を、左右いずれか1個支給します。

自己負担は2,000円(※2)です。

※1 機種は予め決まっています。

※2 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担はありません。

【申請方法】

区指定の書類を持参して、耳鼻科で聴力検査(検査費用は自己負担)をお受けください。その後、区へ申請書及び区指定の書類をご提出ください。

【受取方法】

審査の上、通知書等をお送りしますので、区が契約する専門業者にご持参ください。ご自身の聴力に合わせて調整した補聴器をお渡しします。

再調整は無料で、何度でも可能です。

(5) 指標

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
健康や福祉サービスに関する情報量の充足度 (要支援・要介護認定者調査)	63.8%	68.0%

施策 10 在宅療養支援体制の充実

住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の連携推進などにより、在宅療養体制を引き続き強化します。また、高齢者や高齢者を支える世代が在宅療養のイメージを持ち、人生の最終段階について前もって考え、話し合う事や、医療・介護サービスなどを積極的に利用することなどにより在宅療養が可能であることを実感できるよう、広く普及啓発を行います。

(1) 現状とこれまでの取組……………

<在宅療養体制の充実>

- 区内には、在宅療養に不安がある患者に対して、在宅復帰に向けた治療やケアを行う地域包括ケア病棟を備える病院が3病院、小規模な施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問（介護）」、施設に「泊まる」サービスに加えて、「訪問看護」も組み合わせて利用できる、看護小規模多機能型居宅介護事業所が2施設あります。退院支援を強化する病院も増え、在宅療養を支えるしくみや病院と地域の連携が推進されてきています。
- 区内の在宅療養支援診療所は、令和元年は50か所、令和3年には51か所と、横ばいの状況となっています。
- 関係団体、医療関係機関、介護関係機関等が連携を深める取組を重ね、在宅療養を支えるネットワークが充実してきています。国保データベース（KDB）システム¹のデータによると、新宿区の在宅で看取られた患者数は、平成30年度には月平均32.5人でしたが、令和2年度には43.6人と、11.1人増加しています。
- 区は、在宅医療相談窓口、がん療養相談窓口、在宅歯科相談窓口を設け、医療を中心とした専門的な相談に応じています。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、多くの事業を中止せざるを得ませんでしたが、在宅医療相談窓口やがん療養相談窓口での個別相談の継続により、在宅療養者が抱える感染や療養生活への不安に対応しました。
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査及び介護保険サービス事業所調査ともに、在宅医療相談窓口、がん療養相談窓口について、「知っている（活用はしていない）」が最も多くなっています。
- 同調査の一般高齢者+介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「自宅での療養は実現可能だと思うか」について、「実現可能だと思う」は27.2%となっており、前回調査と比較すると14.4ポイント高くなっています。

¹ 国保データベース（KDB）システム：国民健康保険団体連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムです。

- 同調査の一般高齢者十介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、介護が必要になった場合の生活場所について、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が最も高くなっています。「可能な限り自宅で生活を続けたい」と回答した人のうち、「実現が可能だと思う」の回答は35.7%で、前回調査と比較すると17.7ポイント高くなっています。在宅療養の実現が可能だと思う人が大幅に増えています。
- 在宅医療を支える多職種のネットワーク構築のために、新宿区医師会が「新宿区医療連携システム（新宿きんと雲）」を運営しています。歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーションなどの各団体がシステムを活用し頻繁に情報共有や意見交換を図ることにより、多職種連携が強化されました。
- コロナ禍では、新型コロナウイルス感染症患者の在宅療養を支援するため、医療と介護、福祉が一体となったネットワーク会議において毎月情報共有や意見交換を図りました。
- 同調査のケアマネジャー調査及び介護保険サービス事業所調査のいずれにおいても、在宅医療・介護連携を推進するために必要だと思うことは、「情報通信技術（ICT）を使用した患者情報の共有」が最も多くなっています。
- 区民の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、地域リハビリテーション体制を整備することが重要です。急性期・回復期病院においては、急性期・回復期リハビリテーションが実施されています。
- 同調査の一般高齢者十介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「半年前と比べて固いものが食べにくい」「汁物等でむせることがある」「口の渇きが気になる」の全てで前回調査より「はい」のポイントが高くなっています。また、「はい」と回答した人のうち「相談したことはない」の割合は8割を超えています。

<在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

- 多職種連携の推進を目的にした研修会や医療と介護の交流会の開催などにより、地域の連携が進んできています。また、各専門職団体が主催する研修会などにより、それぞれの職種でスキルアップが図られています。
- 介護職員の看護小規模多機能型居宅介護事業所での実習研修では、新型コロナウイルス感染症の感染対策を研修項目に追加しました。介護職員が医療に関する学び、感染状況に応じて業務に即活かせる内容とし、アンケートでは90%の高い満足度を得ました。

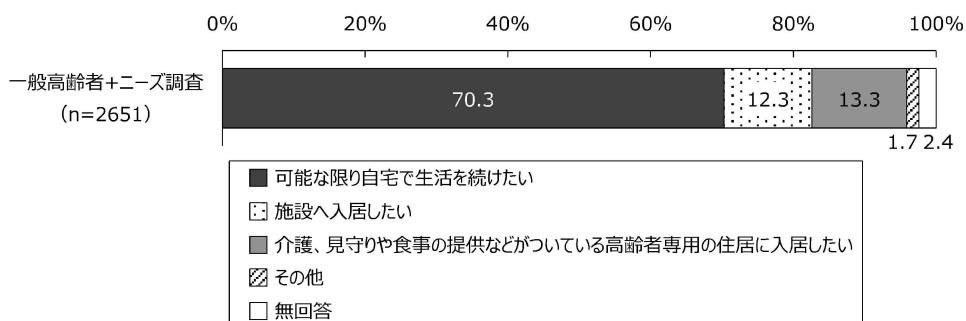
<在宅療養に対する理解の促進>

- 在宅療養シンポジウムは、感染症の流行下においてオンライン開催としました。新宿区の在宅療養支援の体制や在宅療養を支えた家族、事業者の話などを、高齢者を支える幅広い世代にも普及啓発を図ることができました。
- コロナ禍においても、地域交流館等で少人数による地域学習会を計画的に開催することができました。在宅療養の体制やサービス内容の他、本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から周囲と話し合っておくこと（アドバンス・ケア・プランニング=ACP 愛称：人生会議）などの重要性を普及啓発しました。

- 同調査では、ACPについて「知らない」と回答した人は、一般高齢者+介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、要支援・要介護認定者調査、第2号被保険者調査では75~85%、介護保険サービス事業所調査では36.8%と最も高くなっています。
- がん患者・家族のための講座を開催し、知識の普及とともに同じ健康不安やつらさを語り合う場を設けています。

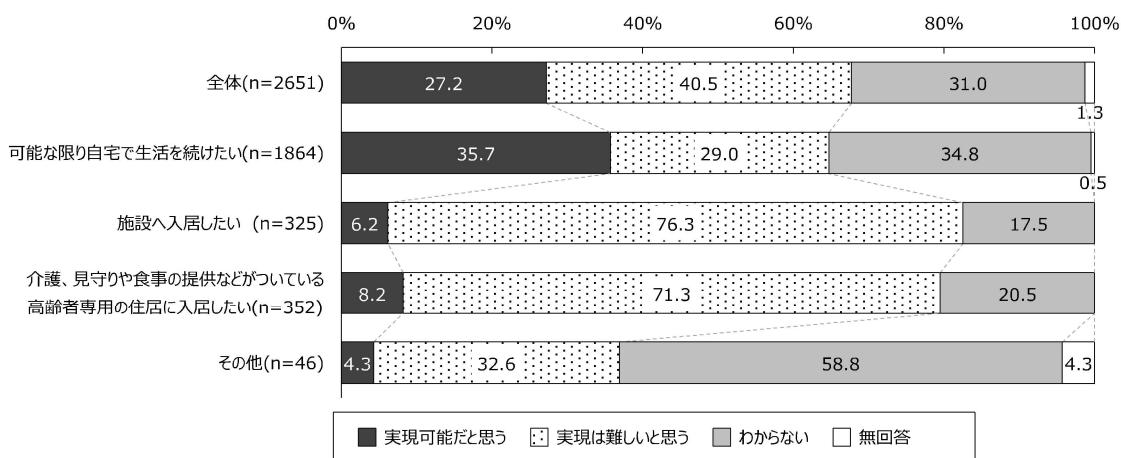
令和4年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」

▼ 介護が必要になった場合の生活を続けたい場所〈一般+ニーズ調査〉



介護が必要になった場合に生活を続けたい場所については、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が70.3%と最も多くなっています。

▼ 在宅療養の可能性(介護が必要になった場合の生活場所別)〈一般+ニーズ調査〉



在宅療養の可能性を希望の生活場所別にみると、「可能な限り自宅で生活を続けたい」と回答した人のうち、「実現可能だと思う」は35.7%となっています。

(2) 課題

<在宅療養体制の充実>

- かかりつけ医を持つ必要性をさらに啓発するとともに、かかりつけ医・在宅医、病院勤務医など複数の医師が役割分担を明確にして連携し、区民が質の高い医療を切れ目なく受けられる体制（複数主治医制）を引き続き推進していく必要があります。
- 在宅医療・介護は、多職種が様々な時間帯に支援を行うため、情報通信技術（ICT）を活用し、患者の日常の様子や状態の変化を速やかに把握し、関係者間で共有するシステムをより活用していく必要があります。
- 今後がんやその他の疾患で治療や療養が必要な高齢者が増えることが予測されます。「新宿きんと雲」を含めた様々な手段で、状況や目的に応じた多職種連携を図り、頼り頼られる関係を強化していく必要があります。
- がんになっても自分らしく生活することができるよう、がんによる身体的な苦痛や精神的な不安に対する心理社会的な支援を検討していく必要があります。
- 地域リハビリテーションの一つとして、フレイル予防も含めたリハビリテーション事業が区内で数多く実施されています。フレイル予防に関わる多職種が連携し、その人の状態に適した事業に繋いでいく必要があります。
- 同調査によると、摂食嚥下機能について不具合がある人のうち、8割が相談していない現状があり、摂食嚥下機能を支援するシステムをさらに普及啓発する必要があります。

<在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

- 医療職と介護職の相互理解を深めるためには、医療職が介護に関する情報や知識を持つとともに、介護職が医療に関する情報や知識を持つことが必要です。また、多職種が参加し、相互理解に繋がる研修会を継続的に開催していく必要があります。
- 研修会や交流会については、参加しやすい時間帯の設定や情報通信技術（ICT）を活用するなど実施手法を工夫し、新しい参加者を増やしていく必要があります。また、引き続きテーマとして、感染症に関する対応方法も取り上げていく必要があります。

<在宅療養に対する理解の促進>

- オンラインミーティングツールなどの情報通信技術（ICT）を活用し、引き続き、高齢者に限らず介護を担う世代も含めた幅広い年代に、看取りも含めた在宅療養についての普及啓発を図っていく必要があります。
- 少人数での地域学習会を計画的に実施することで、ACPについて丁寧に普及啓発を図り、受講者に、他の人に伝えてもらうことで広がっていくようにする必要があります。

(3) 今後の取組の方向性……………

<在宅療養体制の充実>

- 関係団体、医療関係機関、介護関係機関等との協議を重ね、高齢者が住み慣れた地域で安心して「看取り」までできる在宅療養支援をさらに推進します。
- 在宅医療相談窓口やがん療養相談窓口の役割、相談対応等を分かり易く周知し、気軽に活用してもらえるよう、区民や医療・介護関係機関に積極的に働きかけていきます。
- 様々な支援機関が相互に連携し、誰もが適切なりハビリテーション事業に繋がるよう、地域リハビリテーション支援センター¹と連携し、相談等の支援体制を構築していきます。
- 摂食嚥下機能支援ツールの紹介や、相談窓口を周知するとともに、新宿ごっくん体操を啓発することなどにより摂食嚥下機能を支援する活動を継続していきます。
- 在宅医療と介護の連携を推進するために、情報通信技術（ICT）等を活用し、各関係団体、関係機関、特に医師、歯科医師、薬剤師とケアマネジャーとの連携をさらに進める取組を行います。また、病院職員・訪問看護師、介護事業所職員などの多職種が、顔の見える関係から、顔がわかり、頼り、頼られる関係の構築をめざし、研修等の工夫を行います。
- がん患者とその家族等の負担を軽減し、必要な支援を受けながら安心して治療や療養ができるよう、区内の相談支援窓口が定期的に連絡会を持つこと等により情報を共有し、切れ目のない相談支援体制を構築していきます。
- がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化に対する悩みや、治療と仕事・学業の両立など、がん患者が治療を受けながら自分らしく社会生活を送ることができるよう支援していきます。

<在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

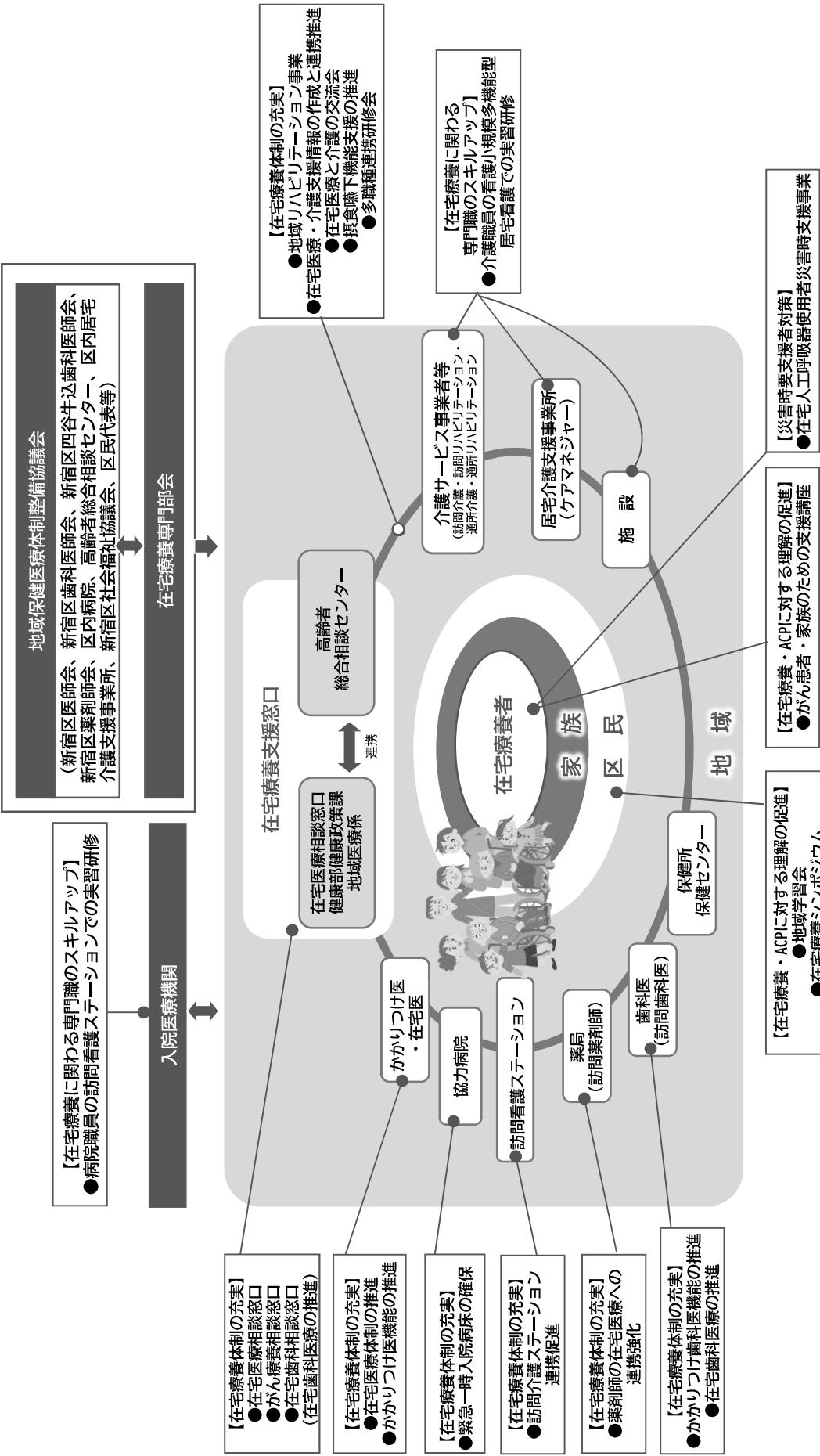
- 医療職と介護職が、ACPを含めた、在宅での「看取り」を支援するために必要な研修会や交流会などを通じて相互理解を深め、高齢者が地域で最期まで暮らし続けられるようにしていきます。
- 病院の医療職やソーシャルワーカーなどが具体的に在宅療養を知ることで、病院職員と地域の関係機関が在宅療養について共通のイメージを持ち連携を深めることができるように、実習方法を検討しながら継続的に実施します。
- 在宅療養における感染症対策等について、介護職がスキルアップできる実習を行います。

<在宅療養・ACPに対する理解の促進>

- 高齢者や高齢者を支える幅広い世代に対して、区内の在宅医療の現状や在宅療養支援ネットワークの実例を紹介するなどにより、区民が自宅での療養が可能であることを理解し、実感できるよう広く普及啓発していきます。
- 本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から話し合っておくことが重要です。「人生会議」のハンドブックなどを活用し、高齢者や高齢者を支える幅広い世代に対して、普及啓発していきます。

¹ 地域リハビリテーション支援センター：地域の様々な形態で実施しているリハビリテーション事業を支援する拠点として、おおむね二次保健医療圏ごとに東京都が指定したもの。

在宅療養を支える医療ネットワーク図



(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
在宅医療体制の推進 (健康政策課)	ICTを活用し複数主治医制を推進とともに、医療機関が入退院時等の連携をスムーズに行い、切れ目のない在宅医療を提供できる体制を強化します。また、在宅医療と介護の連携を推進します。	新宿区医療連携システム(新宿きんと雲)の参加機関数 120件	新宿区医療連携システム(新宿きんと雲)の参加機関数 200件
在宅医療と介護の交流会 (健康政策課)	在宅医療と介護の相互理解や連携づくりを推進するために、地域の病院、診療所、歯科診療所、薬局などの医療機関、高齢者総合相談センター、介護サービス事業者などの介護関係機関がともに学び、情報交換を行う交流会を開催します。	交流会の参加者数 100人	交流会の参加者数 150人
在宅医療・介護資源のリスト(マップ)の作成と連携促進 (健康政策課)	「在宅医療・介護支援情報」及び「さがせーる新宿」の活用により、在宅医療と介護の必要な情報の提供とスムーズな連携を推進します。	在宅医療・介護支援情報の配布 3,000部	在宅医療・介護支援情報の配布 3,500部
かかりつけ医機能の推進 (健康政策課)	身近な地域で適切な医療が受けられるよう、課題に応じた会議や研修会等を開催し、かかりつけ医の機能強化を図ります。また、医療と介護の連携を進めます。	—	—
かかりつけ歯科医機能の推進 (健康づくり課)	身近な地域で安心・安全に歯科医療を受けられるよう、ネットワーク会議や研修会を開催し、かかりつけ歯科医の機能強化を図ります。また、歯科診療所と病院・診療所や介護との連携を推進します。	—	—
在宅歯科医療の推進 (健康政策課)	要介護状態などで歯科受診できない高齢者等が在宅で適切な歯科医療を受けられるよう、「在宅歯科相談窓口」で相談に応じ、必要に応じて歯科医師等を紹介します。また、在宅歯科診療医の育成と機能強化を図るとともに、多職種との連携を推進します。	相談件数 延べ25件	相談件数 延べ30件
薬剤師の在宅医療への連携強化 (健康政策課)	区民の在宅療養を推進するため、連携会議や研修会を通して、薬剤師の在宅療養での役割を区民及び関係機関に周知し、在宅医療連携の強化を図ります。	—	—
緊急一時入院病床の確保 (健康政策課)	在宅療養をしている区民等の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と診断した場合に、緊急に入院できるように区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保します。	稼働率 62.6%	稼働率 100%
摂食嚥下機能の支援推進 (健康政策課)	新宿区オリジナル3つの体操・トレーニングの一つとして新宿ごっくん体操を、体験会などを通して広く普及啓発していきます。	体験会・講習会等2回	体験会・講習会等5回
訪問看護ステーション連携促進 (健康政策課)	区内の訪問看護ステーションが連絡会や研修会を開催し、訪問看護ステーション間の連携・協力体制を強化するとともに、スキルアップを図ります。	連絡会5回 研修会1回	連絡会5回 研修会1回

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
地域リハビリテーション事業 (健康政策課)	保健・医療・福祉の関係機関、団体からなる会議を設置し、フレイル予防も含めたりハビリテーションの体制等について検討します。	連携検討会 2回	連携検討会 2回
在宅医療相談窓口 (健康政策課)	区民が安心して在宅療養できるように、関係機関等からの医療を中心とした専門的な相談を受け、アウトリーチ(※援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出がない人に対して、公共機関などが積極的に働きかけ支援の実現をめざすこと)による支援等を行うことにより、在宅療養に必要な医療、看護、リハビリテーション、摂食嚥下機能支援などのコーディネートや情報提供を行います。	相談件数 延べ350件	相談件数 延べ450件
がん療養相談窓口 (健康政策課)	がん患者やその家族等からがんの療養に関する相談を受け、支援機関との調整や緩和ケア及びACP(アドバンス・ケア・プランニング)、アピアランスケア(※がん治療に伴う外見の変化等に対するがん患者の苦痛を軽減するケア)に関する情報提供を行います。また、必要に応じ、グリーフケア(※死別の経験により、喪失と立ち直りの思いとの間で揺れる人に、さりげなく寄り添い援助すること。)も行います。さらに、区内の相談窓口の連絡会等により、情報共有を図ります。	相談件数 延べ100件	相談件数 延べ150件
病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修 (健康政策課)	区内病院職員の在宅療養に対する理解を深め、病院と地域の関係機関との連携を強化するために医師、看護師、リハビリテーションに係る職員等病院職員を対象に、区内訪問看護ステーションでの実習を実施します。	修了者数 13名	修了者数 13名
介護職員の看護小規模多機能型居宅介護事業所での実習研修 (健康政策課)	在宅療養を支援する機関の機能強化のためヘルパーなど介護職員が、医療的視点をもってケアを行うことができるよう、看護小規模多機能型居宅介護事業所での体験研修を実施します。また、施設の機能についても普及啓発を行います。	修了者数 10名	修了者数 10名
多職種連携研修会 (健康政策課)	在宅療養を支援する機関の機能強化のため、地域の医療・介護関係職員が、実際の事例を通して多職種連携を実際に学ぶ研修会を開催します。	年12回	年12回
在宅療養に関する理解促進 (健康政策課)	区民や関係機関が在宅での療養が可能であることを理解し、実感できるよう「在宅医療・介護支援情報」や「在宅療養ハンドブック」(冊子)などを配布し、知識を普及します。また、地域において、高齢者や高齢者を支える幅広い世代への学習会や関係機関等への研修会を開催します。	地域学習会 5回	地域学習会 10回

第5節 基本目標4
最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
在宅療養シンポジウム (健康政策課)	区民や関係機関が在宅での療養が可能であることを理解し、実感できるような在宅療養に関するシンポジウムを開催します。また、開催内容を検討し高齢者を支える世代(40歳代～60歳代)の参加を促します。	高齢者を支える世代の参加が累計参加者数の65%	高齢者を支える世代の参加が累計参加者数の65%
がん患者・家族のための支援講座 (健康政策課)	がんの治療や療養生活等について学び、同じ健康不安や辛さを抱える人と関わり、語りあう講座を開催します。	参加者満足度 100%	参加者満足度 100%
在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業 【施策12】 (健康政策課)	在宅人工呼吸器使用者とその家族等が平常時から災害に備え、安全で安心した在宅療養生活を送ることができるように、個別支援計画を作成します。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、非常用電源装置等の給付や保健所(保健予防課)と保健センターに専用の発電機等を設置するとともに、災害を想定した訓練などを行います。	在宅人工呼吸器使用者全数に対する個別支援計画の作成率 80%	在宅人工呼吸器使用者全数に対する個別支援計画の作成率 100%

(5) 指標.....

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
「自宅での療養が実現可能だと思う」と回答した割合 (一般高齢者調査)	27.2%	30.0%



がん患者とその家族等のための支援

がんは二人に1人がかかる身近な病気です。がん患者とその家族等の負担を軽減し、必要な支援を受けながら、安心して治療や療養ができるよう、区は、様々な支援に取り組んでいます。

がん療養相談窓口



病気や治療に関すること、治療に伴う外見(アピアランス)の変化など、療養生活に係る様々な相談に応じています。窓口では、情報提供のほか、必要に応じ、支援機関との調整も行っています。さらに、がんにより大切な人をなくされた方への支援(グリーフケア)も行っています。

がん患者・家族のための支援講座



がんの治療や療養生活等について学び、同じ健康不安を抱える人と語り合う講座を開催しています。

区内には、国の指定を受けた、「がん診療連携拠点病院」が複数あります。各病院には「がん相談支援センター」が設置されており、かかりつけ以外の方も相談できるようになっています。



在宅療養ハンドブック あなたらしく生きるために人生会議 ～“もしもの時”に備えて、話し合っておきませんか～

人生会議って何？

生涯にわたって、自分らしく生きていくために、人生の最終段階における医療やケアについて、前もって考え方、周りの様々な人たちと話し合っておく過程(アドバンス・ケア・プランニング=ACP)につけられた愛称です。

あなたの意志や、あなたが大切にしていることを、“もしもの時”でも代弁してもらえるように、元気なときにこそ、周りの人と人生を語り合いましょう。

「話しづらい…」そんなときのきっかけづくりにこの冊子をご活用ください。



① “人生会議”って何？

生涯にわたって、自分らしく生きていくために、人生の最終段階における医療やケアについて、前もって考え方、周りのさまざまな人たちと話し合っておく過程(アドバンス・ケア・プランニング=“ACP”)に付けられた“愛称”です。



第6節 基本目標5 安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます

施策 11 高齢者の権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進を含む）

高齢者が尊厳を持っていきいきと暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、成年後見制度の利用を促進します。また、高齢者の虐待防止及び早期発見を図り支援につなげるなど、高齢者の権利擁護のための取組を進めます。

（1）現状とこれまでの取組……………

<成年後見制度>

- 新宿区では、成年後見制度の推進機関として、新宿区社会福祉協議会内に「新宿区成年後見センター」を平成19年7月2日から設置しています。さらに、令和3年度からは、同センターを国の基本計画における地域連携ネットワークの「中核機関」として位置付け、弁護士や司法書士、医師や福祉関係者等の関係機関と連携した支援体制の強化を図っています。
- 新宿区成年後見センターでは、制度普及のための広報活動や講座の実施、専門家による相談支援、市民後見人の養成と活動支援、親族後見人に対する申立て前から受任後までの一貫した支援などを実施しています。また、新宿区成年後見センターを中心に、判断能力が不十分な方の法定後見とともに、将来の不安に備えたい方の任意後見についても普及啓発や相談支援に取り組んでいます。
- 成年後見制度利用に係る申立費用の助成とともに、成年後見人等への報酬助成を行い、費用負担の軽減を図っています。さらに、新宿区社会福祉協議会による法人後見（法定・任意）¹を実施しています。
- 判断能力が十分でなく、身寄りがない等の理由で、申立てをする人がいない高齢者に対しては、新宿区長が申立て人となって家庭裁判所へ審判の請求を行い、成年後見制度が利用できるよう支援しています。
- 判断能力はあるものの、認知症等により必要な福祉サービス等の利用手続や金銭管理等が自分だけでは難しい方を対象に、新宿区社会福祉協議会で「地域福祉権利擁護事業²」の利用による支援をしており、判断能力の状況に応じて成年後見制度の利用につなげるなど、成年後見制度との連携を図っています。
- 高齢者総合相談センターは、新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を行っています。

¹ 法人後見：法人格を有する法人が、法人として成年後見人等に就任し、後見事務を行うこと。

² 地域福祉権利擁護事業：認知症、知的障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活が継続できるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスに関する利用相談のほか、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑を預かるなどの支援を行う事業

<虐待の早期発見・相談>

- 高齢者総合相談センターは、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報・相談の窓口として、地域や関係機関等と積極的に連携を図りながら対応しています。なお、通報の受理件数は増加傾向にあるほか、高齢者虐待に準じる対応が求められるセルフ・ネグレクト¹などの事案も発生しています。
- 高齢者総合相談センターへの虐待相談、通報受理後の対応は、「新宿区高齢者虐待対応マニュアル」に基づき実施しています。地域のケアマネジャーへの虐待対応研修にもマニュアルを活用しています。
- 高齢者総合相談センターは、相談・通報を受理するだけではなく、地域の関係機関とネットワークを作り、高齢者虐待防止に関する広報・普及活動も行っています。

<消費者被害の防止>

- 悪質商法被害防止ネットワークにおいて、潜在化しやすい高齢者の悪質商法被害の防止・早期発見を図るとともに、注意喚起情報の共有や迅速なあっせん交渉等を通じて被害の拡大防止と救済に取り組んでいます。また、高齢者総合相談センターが把握した被害事例や被害を未然に防止した事例等を関係機関と情報共有しています。
- 新宿消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向けて取り組んでいます。また、被害に遭った高齢者を早期に発見し、再発防止のための継続的な相談支援を行っています。

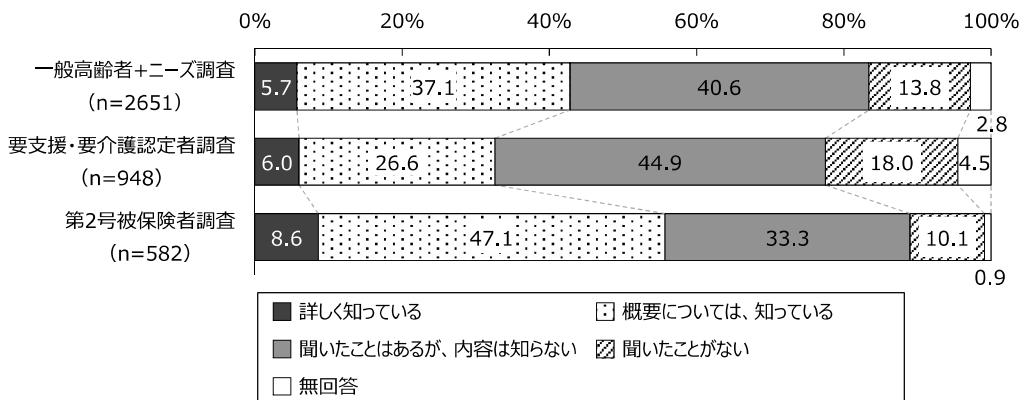
<権利擁護の普及啓発とネットワークの構築>

- 区民や関係者を対象に権利擁護に関する講演会を開催するとともに、地域型高齢者総合相談センターと関係機関との連絡会等の際に、権利擁護についての情報提供を行うなど普及啓発に努めています。
- 高齢者の権利擁護に関わる関係機関や区の関係部署で構成する「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」を組織し、課題の検討や情報共有を図っています。

¹ セルフ・ネグレクト：介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態。

令和4年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」

▼ 成年後見制度の認知度



成年後見制度の認知度について、一般高齢者、要支援・要介護認定者では、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が最も多く、第2号被保険者では「概要については、知っている」が最も多くなっています。

(2) 課題

<成年後見制度>

- 本人の自己決定権を尊重した成年後見制度の運用が求められています。
- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加に伴い、相談支援件数の増加が見込まれます。支援が必要な世帯の状況は様々であり、多くの生活課題を抱える事例が増加し、相談支援内容も複雑化・多様化しています。成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、継続的な制度の周知とともに、迅速かつ的確な相談支援、市民後見人の養成、費用負担の軽減などにより、さらなる制度の利用促進が求められています。

<虐待の早期発見・相談>

- 虐待通報受理件数は増加傾向にあります。また、介入を拒否するセルフ・ネグレクトや、精神状態が安定しない養護者への支援が必要と考えられる等、支援困難事例が増加しています。事例ごとに的確に緊急性を判断するとともに、虐待と判別しがたい事例であっても、権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されたりする場合には、必要な援助を行っていく必要があります。
- 関係機関と連携を深め、早期に虐待を発見し、高齢者総合相談センターへの相談・通報につなげられるしくみづくりを継続していく必要があります。

<消費者被害の防止>

- 今後、悪質商法被害防止ネットワークについて、広く、継続的に周知していくとともに、介護サービス事業者等に参加を促すことが必要です。また、関係機関が連携して高齢者の生活全般を体系的に支援する必要があります。

<権利擁護の普及啓発とネットワークの構築>

- 成年後見制度の利用促進、虐待の防止等について、関係機関への情報提供にとどまらず、区民や介護サービス事業者等に周知・啓発を進める必要があります。

(3) 今後の取組の方向性

<成年後見制度>

- 地域連携ネットワークの中核機関である「新宿区成年後見センター」が中心となって、引き続き、成年後見制度の周知のほか、関係機関と連携した相談支援等、本人の自己決定権を尊重した総合的な支援を行うとともに、費用助成等による利用促進を図っていきます。さらに、希望する親族後見人に対し、申立て前から受任までの一貫した支援を進めています。
- 市民後見人の養成については、将来的な需要数を見込んだ計画的な養成とともに、研修等を通じて、地域での身近な立場からの後見活動の推進に取り組んでいきます。

- 新宿区社会福祉協議会が後見人等を受任する法人後見（法定・任意）の実施により、親族以外の第三者後見人等の選択肢を拡充し、さらなる制度利用の促進強化を図ります。

<虐待の早期発見・相談>

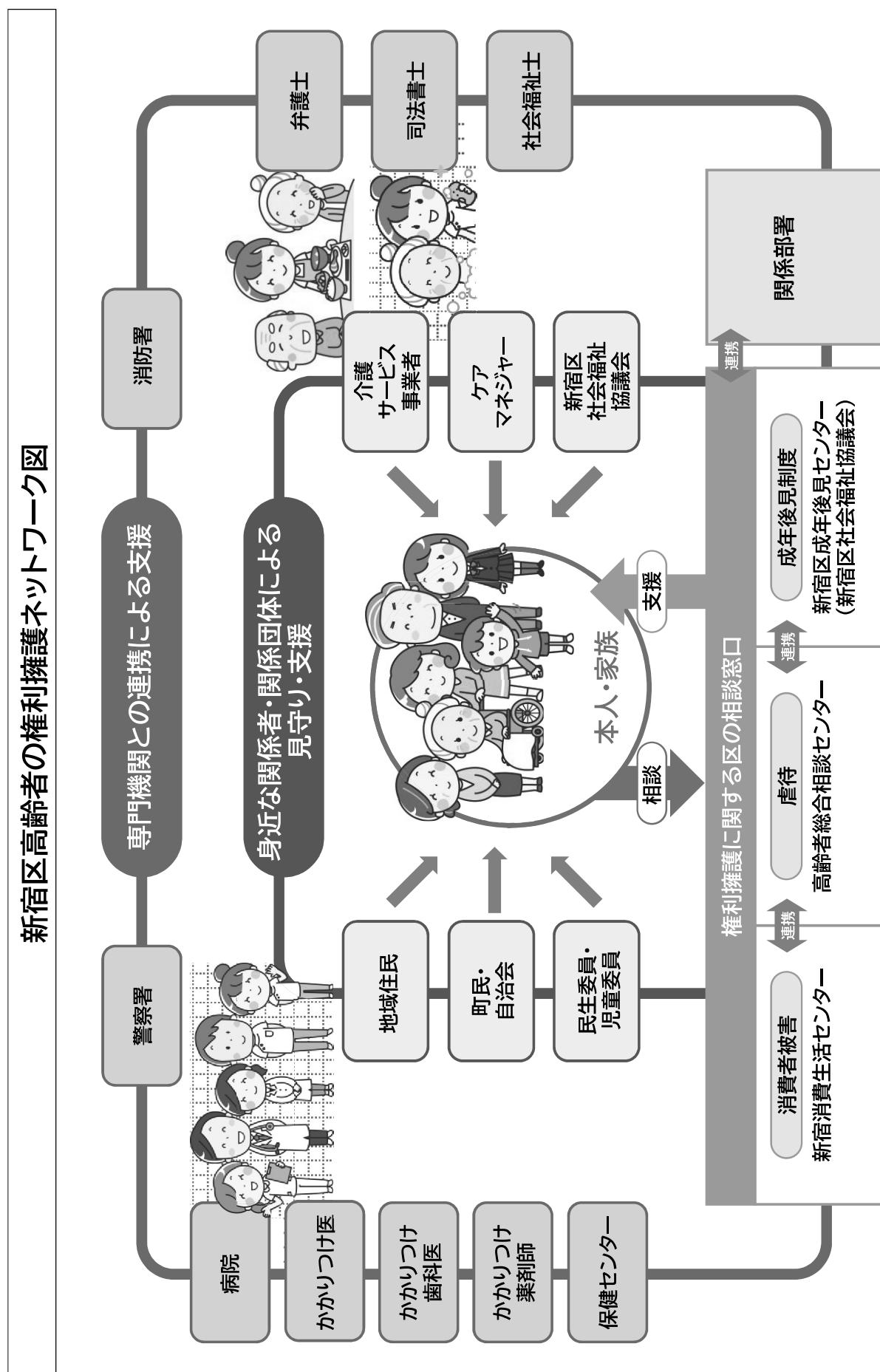
- 「新宿区虐待対応マニュアル」に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運用するとともに、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センター職員の法的な対応力の向上を図ります。また、セルフ・ネグレクト等、高齢者虐待に準じる対応が必要な支援困難事例に対応するため、多様な関係機関との連携協力体制の強化を図ります。
- ケアマネジャー や介護サービス事業者等から、早期に虐待の相談・通報を受けられるためのしくみづくりを進めています。

<消費者被害の防止>

- 悪質商法被害防止ネットワークについては、引き続き、ネットワーク参加事業者数の増に努めています。また、消費者被害の予防・救済に向けて、高齢者総合相談センターと消費生活センターの情報共有を促進し、高齢者の生活全般を体系的に支援できるよう、両センターの連携強化を図っていきます。

<権利擁護の普及啓発とネットワークの構築>

- 高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や介護サービス事業者等を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合いのしくみづくりをさらに進めています。
- 「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」の継続的な開催により、関係機関とのネットワークをさらに強化していきます。



(4) 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
成年後見制度の利用促進 (地域福祉課) (社会福祉協議会)	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、地域福祉権利擁護事業と併せて支援を行います。関係機関等との連携を図りながら、相談支援、地域への制度の広報普及、後見人等の支援、市民後見人の養成及び法人後見(法定・任意)を行います。(新宿区社会福祉協議会委託及び補助事業)	成年後見制度の認知度 42.8% (一般高齢者調査)	成年後見制度の認知度 50% (一般高齢者調査)
成年後見審判請求事務等 (高齢者支援課)	成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立てが期待できない状況にある高齢者について、区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難な人に対して、後見人等への報酬の助成を行います。	区長申立件数 80件 報酬助成件数 30件	—
虐待防止の推進 【施策7】 (高齢者支援課)	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口としています。高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員・児童委員、ケアマネジャーからの相談に対し、継続的支援を行います。	虐待相談件数 延べ1,000件	—
老人福祉施設への入所等措置 (高齢者支援課)	環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な原則65歳以上の人を養護老人ホームへ入所措置します。また、虐待等のやむを得ない事由により、分離保護等が必要な高齢者を対象に特別養護老人ホームへの入所等措置を行います。	養護老人ホーム 入所者数 340人 やむを得ない 事由による特別 養護老人ホーム 入所者数 5人	—
悪質商法被害防止ネットワーク (消費生活就労支援課)	民間の介護保険事業者、民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークが連携し、悪質商法による被害の防止のために広く、継続的に周知に努めます。また、被害を早期に発見し、新宿消費生活センターにつなげて被害の拡大防止と救済に取り組みます。	—	—
消費者講座 (消費生活就労支援課)	高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者の消費者被害防止のための普及啓発を行います。また、消費生活に関する学習の機会(場)として消費者講座を行います。	—	—
高齢者の権利擁護の普及啓発 (高齢者支援課)	高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や関係者を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合いのしくみづくりに結びつけます。	権利擁護に関する講演会 1回	権利擁護に関する講演会 1回

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営 (高齢者支援課)	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会(構成員:新宿区医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、町会・自治会、警察署、消防署、医療機関、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区の関係部署)を開催し、高齢者の権利擁護に関するネットワークを構築します。	権利擁護 ネットワーク 協議会等 1回	権利擁護 ネットワーク 協議会等 1回
法テラス東京との協働連携 【施策7】 (高齢者支援課)	日本司法支援センター東京地方事務所(法テラス東京)との協働連携により、高齢者総合相談センターへの弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。	弁護士派遣 156回	弁護士派遣 156回

○関係団体による事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) (社会福祉協議会)	もの忘れや認知症、知的障害、精神障害などにより必要な福祉サービスを自分で判断し、手続きするのが難しい方が利用できる東京都社会福祉協議会からの受託事業です。本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関しての相談を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑などの預かりを行います。支援にあたっては地域住民が生活支援員となって、職員、関係機関等と連携を図りながら、「地域ぐるみ」の支援を進めます。	新規相談件数 147件 延べ契約件数 145件	新規相談件数 157件 延べ契約件数 163件

(5) 指標.....

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
成年後見制度の認知度(一般高齢者調査)	42.8%	50.0%

施策 12 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援

災害時に、配慮を要する高齢者が適切な支援を受けられるよう支援体制を整備し、「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」を進めます。また、高齢者等が住まいを安定的に確保できるよう、様々な居住支援を行います。さらに、高齢になっても安全・安心な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた居住環境の整備と福祉施策の充実による総合的なまちづくりを進めます。

(1) 現状とこれまでの取組……………

<住まいの確保と各種支援>

- 安心して住み続けられる住環境の形成に向けた基本目標や施策の方向性を示した「第4次新宿区住宅マスタープラン（計画期間平成30年度～令和9年度）」を策定し、高齢者の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。
- 新宿区が管理する区立住宅には、高齢者向け住宅が155戸、シルバーピアが208戸、障害者向け住宅が82戸、ひとり親世帯向け住宅が70戸あり、一定数が確保されています。また、区内の都営住宅においても、100戸のシルバーピアを確保しています。
- 高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅を探すことが困難な高齢者等を対象に住み替え相談を行っているほか、保証会社あっ旋・保証料助成を行う家賃等債務保証料助成や、家主の方が単身高齢者の入居受け入れの際に抱える入居者死亡への不安を取り除くための残存家財整理費用等を補償する保険の保険料を助成するとともに、居住する民間賃貸住宅の取壊し等の理由により転居を余儀なくされた場合に、転居に要する費用の一部を一時金として助成する住み替え居住継続支援を行っています。
- 高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居促進に取り組むため、令和2年2月に不動産関係団体、居住支援団体、区の福祉部門、住宅部門から構成する「新宿区居住支援協議会」を設立しました。
- 新宿区居住支援協議会の構成団体が実施している住まい探しから入居中や退去時に至るまでの各種支援を紹介する「新宿区居住支援サービスガイド」を作成し、支援窓口の情報提供を行っています。
- 耐震化の必要性を周知啓発するとともに、耐震化支援事業の助成制度拡充等を行い、建築物の耐震化に取り組んできました。
- 新宿区内には、都市型軽費老人ホームが3か所、サービス付き高齢者向け住宅が3か所、民設民営により整備されています。区内4か所目となる都市型軽費老人ホームの令和6年度開設に向けて、事業者や関係部署と整備計画等の調整を行っています。

<福祉のまちづくり>

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき令和3年11月に「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定したほか、方針に基づく施策を推進するため令和4年8月に設置した「新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会」において意見交換及び各施設管理者への働きかけを行うなど、誰もが円滑な移動を確保できるよう区内全域のバリアフリー整備を推進しています。
- 新宿区UDまちづくりニュースレター、啓発動画の配信によるユニバーサルデザインの普及啓発、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく届出や事前協議制度を実施しています。
- 鉄道駅の安全性の向上や快適な利用空間整備のため、ホームドア、エレベーターの設置促進を行っています。また、道路・公園のバリアフリー化、バリアフリートイレの整備等を進めるとともに、細街路の拡幅整備などを行うことで、人にやさしいまちづくりを推進しています。

<災害時要援護者対策等>

- 継続的な災害時要援護者名簿の登録勧奨と併せて、災害時に要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する要配慮者災害用セルフプランの郵送による作成勧奨を行いました。また、福祉避難所運営マニュアル（標準版）の策定及び開設・運営訓練を通じて、災害時応急体制の強化を推進しています。
- 災害時に安否確認等の必要な支援が行えるよう、災害時要援護者名簿を事前に警察・消防・防災区民組織等に配付し、定期的に更新を行っています。
- 災害時における安否確認などの支援を行う災害時要援護者名簿登録者には、平成19年度から家具類の転倒防止器具取付け事業を実施しています。令和4年度からは、防災ラジオ無償貸与を行い、令和5年度から運用を開始しました。
- 家具転倒防止対策の推進のため、広報新宿、SNS等による周知のほか、町会・自治会に対し掲示板や回覧板による周知を依頼しました。また、マンション管理セミナーを通じてマンション管理組合等への周知や、イベント・訓練等の場でも重要性を周知・啓発しました。
- 令和3年5月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改訂により、避難行動要支援者（在宅人工呼吸器使用者も含まれる）ごとの個別支援計画の作成が市区町村の努力義務とされました。特に在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、災害時に必要な備えや適切な行動を取ることができるよう計画を作成し、訓練を行ってきました。また、緊急時における安全・安心のさらなる強化を図るために、非常用電源装置等給付事業を始めました。

(2) 課題

<住まいの確保と各種支援>

- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者世帯の住まい確保が困難な状況が継続しています。高齢者や障害者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ない中、単身高齢者の孤独死などに対する家主の不安があることが理由です。
- 民間賃貸住宅の賃借人だけではなく家主の高齢化も進んでいます。安定した居住継続を望む高齢者が、それぞれの立場で認知症や日常生活における困り事を相談する窓口やサポートを必要としています。
- 耐震化の必要性が十分には理解されていないことや、耐震化支援事業が十分には認知されていないことが課題としてあげられます。
- 自宅での自立した生活が困難となる低所得高齢者の住まい対策のひとつとして、都市型軽費老人ホームを整備することは必要ですが、新宿区は地価が高く土地取得コストが高額になるため、整備数は3か所のみとなっています。

<福祉のまちづくり>

- 今後も引き続き、鉄道駅のバリアフリールートの複数化や最短化、区内全駅でのホームドアの整備等、新宿区移動等円滑化促進方針に基づいた取組を進めていく必要があります。
- 同方針に基づく整備の実施状況等について定期的に確認し、高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、誰もが円滑に移動できるよう、バリアフリー整備を一層推進することが求められています。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備や普及啓発を推進する必要があります。
- 細街路については、拡幅整備の必要性についての周知、啓発に一層取り組み、区民の認識を高めるとともに、引き続き細街路の拡幅に関する協議及び整備を推進していく必要があります。

<災害時要援護者対策等>

- 要配慮者災害用セルフプランの普及啓発を継続していくことが必要です。また、各福祉避難所で作成した福祉避難所運営マニュアルに基づき、実践に即した開設・運営訓練を行い、災害時応急体制の強化を図る必要があります。
- 災害時要援護者名簿への登録勧奨と併せて、引き続き家具類転倒防止対策の重要性を周知し、家具類の転倒防止器具取付け事業を進める必要があります。また、災害時要援護者名簿登録者を対象とした防災ラジオ無償貸与事業については、引き続き周知を進める必要があります。
- 在宅人工呼吸器使用者が災害時にも自宅で安全に過ごすためには、電力をはじめとする備蓄品の準備や情報発信ツールの活用、安否確認の方法など個々に合わせたより具体的な計画を作成し、自宅療養を支援する必要があります。また、避難が必要になった場合には、避難先でも安心して過ごせるよう既存の資源を活用した地域の支援体制を拡充する必要があります。

(3) 今後の取組の方向性

<住まいの確保と各種支援>

- 住み慣れた住まい・地域に住み続けたいというニーズに応えるため、地域包括ケアシステムをさらに推進し、高齢者が地域の様々な支援を活用しながら、自宅で生活が継続できる地域づくりを進めています。
- 第4次住宅マスターPLANにおいて、高齢者が地域・自宅で住み続けられるしくみづくりなど、住宅政策に取り組んでいきます。
- 高齢者や障害者等が、制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、区内不動産業団体から派遣された住宅相談員による空き物件情報の提供を行う住み替え相談を引き続き実施します。また、家賃等債務保証料助成は、保証料助成対象とする保証委託契約の対象の拡大と助成期間の延長を行うとともに、単身高齢者を入居させる家主等を対象に残存家財整理費用等の保険への助成制度を引き続き実施し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。
- 高齢者や障害者等から賃貸借契約に係る困りごとや不動産の売買等の取引の相談に対し区内不動産業団体から派遣された住宅相談員による不動産取引相談を引き続き実施します。
- 「新宿区居住支援協議会」において、構成する団体（不動産関係団体、居住支援団体、区の福祉部門、住宅部門）間で高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居促進に取り組んでいきます。
- 耐震化支援事業については、切迫性が高まる首都直下地震に備え、耐震化の意識啓発や助成制度等の情報提供を行い、より一層スピード感をもって、区内の建築物等の耐震化に取り組んでいきます。
- 区内で4か所目となる都市型軽費老人ホームの整備を着実に進めるとともに、新たな事業者を誘致するため、制度について広く周知を行っていきます。

<福祉のまちづくり>

- 鉄道駅のバリアフリールートの複数化や最短化、区内全駅でのホームドアの整備の早期実現に向けて、様々な機会を通じて鉄道事業者に働きかけを行います。
- 新宿区移動等円滑化促進方針に基づき選定した区道について、高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、計画的な道路のバリアフリー化を図っていきます。
- ユニバーサルデザインまちづくりを推進するため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく制度の内容や様々な情報を区民や事業者に周知することが必要です。
- 引き続き建築主等へ細街路拡幅の協力要請を行うとともに、他の施策と連携した啓発事業を進めています。

<災害時要援護者対策等>

- 要配慮者災害用セルフプランの普及啓発を継続して行うとともに、各福祉避難所が作成した福祉避難所運営マニュアルに基づいた開設・運営訓練を行い、より実践に即したマニュアルとなるよう支援していきます。
- 災害時要援護者名簿の登録勧奨、家具類転倒防止対策の重要性を周知するとともに、家具類の転倒防止器具取付け事業を継続して実施していきます。
- 災害時に安否確認等の必要な支援が行えるよう、事前に警察・消防・防災区民組織等に災害時要援護者名簿を配付し、定期的に更新を行っていきます。また、災害時要援護者名簿登録者を対象とした防災ラジオ無償貸与事業については、確実に情報伝達ができるよう、さらに周知を進めています。
- 在宅人工呼吸器使用者が、安全で安心した療養生活を送ることができるよう、災害時個別支援計画の全数作成をめざします。
- 人工呼吸器の緊急時用電源として非常用電源装置等の給付事業(令和4年7月事業開始)を継続し、発災後おおむね12時間以上の自助での電源確保を進めています。
- 在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、孤立することなく災害時も住み慣れた地域で過ごせるよう、情報発信ツールの活用や医療機器の提供についての検討を進めます。

(4) 施策を支える事業.....

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
ユニバーサルデザインまちづくりの推進 (景観・まちづくり課)	ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進めるとともに、多くの区民に普及・啓発を行うことで、ユニバーサルデザインまちづくりの推進を図ります。 また、一定の規模以上の建築物の建築主や設計者等に対して、きめ細かく指導や助言等を行います。	—	—
建築物等耐震化支援事業 <u>実行計画</u> (防災都市づくり課)	住宅の耐震診断等のための技術者派遣(無料)や、補強設計、耐震改修工事等の費用の一部を助成し、耐震化を支援しています。	住宅の耐震化率 97.5% (見込)	令和9年度末までに、昭和56年5月末以前に着工された耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する
細街路の拡幅整備 <u>実行計画</u> (建築調整課)	区民及び事業者等の理解と協力により、幅員4m未満の細街路を4mに拡幅整備することで、安全で快適な災害に強いまちづくりを行うとともに、障害者・高齢者等の安全を確保します。	年間合意距離 約6.0km 年間整備距離 約2.5km	合意距離 3年間で約18.0km 整備距離 3年間で約7.5km
バリアフリーの道づくり <u>実行計画</u> (道路課)	安全で快適な歩行空間を確保するため、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づく整備を進めます。	2路線	10路線

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
安全で快適な鉄道駅の整備 <u>促進実行計画</u> (都市計画課)	鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドア及びエレベーターの設置促進を図ります。	鉄道駅ホームドア 設置補助5駅 鉄道駅エレベータ ー設置補助1駅	鉄道駅ホームドア 設置補助5駅 鉄道駅エレベータ ー設置補助1駅
バリアフリーの整備促進 (都市計画課)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき令和3年11月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」により、施設と経路の連続性を確保することなど、誰もが円滑移動を確保できるよう区内全域のバリアフリー整備の一層の促進を図ります。	「新宿区移動等円滑化促進方針」の周知啓発、関係機関等協議の実施 「新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会」の開催	「新宿区移動等円滑化促進方針」の周知啓発、関係機関等協議の実施 「新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会」の開催
みんなで考える身近な公園の整備 <u>実行計画</u> (みどり公園課)	地域の公園の整備にあたって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。	本事業による公園整備箇所数 16園	検討中
清潔できれいなトイレづくり <u>実行計画</u> (みどり公園課)	公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。整備にあたっては、建物の新設、建替えに加えて、既存トイレの洋式トイレ化も進めています。<変更の可能性あり>	公園トイレ整備 46か所 洋式便器化 93か所	検討中
区営住宅の管理運営 (住宅課)	高齢者世帯向住宅及び高齢者単身者向住宅の管理運営を行います。	—	—
シルバービアの管理運営 (高齢者支援課)	シルバービアにワーデン(生活協力員)又はLSA(生活援助員)を配置し、入居する高齢者が地域で自立して生活していくために、安否確認や関係諸機関との連絡調整等の管理運営を行います。また、団らん室を活用し、高齢者同士の交流を促進します。	ワーデン数 5人 LSA設置数 12所	—
都市型軽費老人ホーム建設事業助成等 (地域包括ケア推進課)	自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に、食事、入浴等のサービスや生活相談など、日常生活に必要な住まいを提供する都市型軽費老人ホームの建設費用助成等を行います。	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
住宅相談 (住宅課)	<p>区内不動産業団体から派遣された住宅相談員(宅地建物取引士)による相談</p> <p>1 住み替え相談 自ら住み替え先を探すことができない高齢者や障害者等が、制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、空き物件情報の提供を行います。</p> <p>2 不動産取引相談 高齢者や障害者等が居住する民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る困り事の相談を受けたり、不動産の売買等の取引や賃貸借契約等に関して助言します。</p>	85回	88回
高齢者や障害者等の住まい 安定確保実行計画 (住宅課)	<p>民間賃貸住宅の賃貸借契約時に、区と協定を締結している保証会社等へのあつ旋を行うとともに、保証料の一部を最長10年間助成し、高齢者や障害者等が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援します。</p> <p>家主等を対象として、単身高齢者の死亡に伴い発生する残存家財の片付け費用等をカバーする保険への助成を最長10年間行い、単身高齢者の入居を支援します。</p>	保証料助成 新規 50件 継続 62件 保険料助成 新規 50件 継続 7件	保証料助成 新規 50件 継続 — 保険料助成 新規 50件 継続 —
住み替え居住継続支援 (住宅課)	<p>居住する民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きにより転居を余儀なくされる高齢者や障害者等に、転居に要する費用の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。</p>	12件	—
ワンルームマンション条例 (住宅課)	<p>条例の対象となるワンルームマンションにおいては、高齢者の入居への配慮とともに、一定規模以上のものには高齢者の利用に配慮した住戸の設置を規定しています。</p>	—	—
災害時要援護者名簿の活用 (地域福祉課) (危機管理課)	<p>災害時の避難等に支援を必要とする方をあらかじめ「災害時要援護者名簿」に登録しておくことにより、事前に警察、消防、民生委員・児童委員、防災区民組織等に配付し、災害時に安否確認等の必要な支援が行われるようにします。</p>	新規登録件数 300件	新規登録件数 300件
災害時要援護者対策の推進 (危機管理課)	<p>地震によるけがの要因では、家具類の転倒・落下・移動によるものが大きな割合を占めています。家具類転倒防止対策の重要性の周知を図るとともに、災害時要援護者名簿登録世帯に家具転倒防止器具5点まで無料で設置し、安全確保を図っていきます。また、災害情報を確実に伝達する手段として防災ラジオの無償貸与を行います。</p>	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
福祉避難所の充実と体制強化 (地域福祉課)	災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨を実施し、広く普及啓発を行います。また、福祉避難所運営マニュアルに基づいた福祉避難所の開設・運営訓練を実施します。さらに福祉避難所の備蓄物資の計画的な更新を図り、災害時応急体制の強化を図ります。	訓練を実施した福祉避難所の数 15所	訓練を実施した福祉避難所の数 20所
在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業 【施策10】 (健康政策課)	在宅人工呼吸器使用者とその家族等が平常時から災害に備え、安全で安心した在宅療養生活を送ることができるよう、個別支援計画を作成します。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、非常用電源装置等の給付や保健所(保健予防課)と保健センターに専用の発電機等を設置するとともに、災害を想定した訓練等を行います。	在宅人工呼吸器使用者全数に対する個別支援計画の作成率 80%	在宅人工呼吸器使用者全数に対する個別支援計画の作成率 100%

(5) 指標.....

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
住宅相談開催数	88回	88回
災害時要援護者名簿の認知度(一般高齢者調査)	26.4% (※令和元年度)	35.0%